

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第1号

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会委員会条例（平成17年伊勢崎市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表文教福祉委員会の項中「福祉部」を「福祉こども部及び長寿社会部」に、「及び」を「並びに」に改め、同表建設水道委員会の項中「、中心市街地整備部」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第2号

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の210」を「100分の220」に改める。

第2条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の195」を「100分の200」に、「100分の220」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第3号

伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例（平成17年伊勢崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前

の例による。

伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第4号

伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する
条例

(伊勢崎市情報公開条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市情報公開条例(平成17年伊勢崎市条例第17号)の一部を
次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第14条第3項中「第17条及び」を削る。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第18条を削る。

第17条第1項各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「又は公開請
求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)
の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請
求」に改め、「又は決定」及び「又は処分庁」を削り、「とき」を「場合」に
改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」
に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の
全部を公開することとする場合(当該行政情報の公開について反対意見
書が提出されている場合を除く。)

第17条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「又は処分庁」を削り、
「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第

3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第 17 条に次の 1 項を加える。

4 諮問庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政情報の公開について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第 17 条を第 18 条とし、第 3 章第 1 節中同条の前に次の 1 条を加える。
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 17 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 19 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る公開決定等」の次に「（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）」を加え、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第 20 条第 2 項第 1 号中「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改める。

第 22 条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 23 条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立人等」

を「審査請求人等」に改め、同条第4項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「不服申立人、参加人及び諮問庁」を「審査請求人等」に改め、同条第7項を削り、同条第6項中「前項」を「第6項」に、「閲覧等」を「閲覧」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 審査会は、第5項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第23条第5項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）」を「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」に、「その他」を「、その他」に、「閲覧等」を「閲覧」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 審査会は、前条第3項若しくは第4項又はこの条第3項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第19条第5項中「第38条及び」を削る。

第2章中「第3節 不服申立て」を「第3節 審査請求」に改める。

第39条を削る。

第38条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、

審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」及び「又は処分庁」を削り、「とき」を「場合」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（当該自己情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の利用停止をすることとする場合

第38条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「又は処分庁」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第38条に次の1項を加える。

4 諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る自己情報の開示について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第38条を第39条とし、第2章第3節中同条の前に次の1条を加える。
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第38条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第40条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第45条第4項の表中「第38条第1項第3号」を「第39条第1項第3号」に、「第38条第1項第4号」を「第39条第1項第4号」に、「第39条」を「第39条第4項」に改め、同表第50条第1項の項及び第50条第3項の項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同表第50条第4項の項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項の次に次のように加える。

第50条第5項	又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする	若しくは資料を提出した審査請求人等又は諮問庁を通じて意見書若しくは資料を提出した指定管理者以外の審査請求人等及び指定管理者に対し送付（指定管理者に対しては諮問庁を通じて送付）をするものとする
---------	------------------------------------	---

第45条第4項の表中

「

第50条第5項	不服申立人等	不服申立人等又は指定管理者
---------	--------	---------------

を

」

「

第50条第6項	審査請求人等	審査請求人等又は指定管理者
第50条第7項	審査請求人等	審査請求人等若しくは諮問庁を通じて指定管理者

に

」

改める。

第47条第1項第1号中「第38条第1項」を「第39条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第48条第2項中「第38条第1項」を「第39条第1項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第49条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第50条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第4項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「不服申立人、参加人及び諮問庁」を「審査請求人等」に改め、同条第7項を削り、同条第6項中「前項」を「第6項」に、「閲覧等」を「閲覧」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 審査会は、第5項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第50条第5項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）」を「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」に、「その他」を「、その他」に、「閲覧等」を「閲覧」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 審査会は、前条第3項若しくは第4項又はこの条第3項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(伊勢崎市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 伊勢崎市情報公開条例第11条各項の決定(以下「公開決定等」という。)

又は同条例第5条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 伊勢崎市個人情報保護条例第19条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)、同条例第29条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)、同条例第36条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)又は同条例第13条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)、同条例第26条第1項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)若しくは同条例第33条第1項及び第33条の2第1項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

伊勢崎市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市行政手続条例の一部を改正する条例

伊勢崎市行政手続条例(平成17年伊勢崎市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第6号

伊勢崎市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、伊勢崎市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、非常勤とし、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場

合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の非公開)

第5条 審査会の会議は、公開しない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 第3条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

伊勢崎市行政不服審査法関係手数料条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第7号

伊勢崎市行政不服審査法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付及び閲覧に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額等)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧に係る手数料は、伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の規定にかかわらず、無料とする。

3 既に納付された手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法律において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項の規定により、経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力が無いと認めるときは、前条第1項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		金額
複写機により用紙に 複写したものの交付	日本工業規格 A 列 3 番の 大きさまでの用紙のもの	白黒で複写したもの 1 枚 につき 1 0 円
		カラーで複写したもの 1 枚につき 5 0 円
電磁的記録を用紙に 出力したものの交付	日本工業規格 A 列 3 番の 大きさまでの用紙のもの	白黒で出力したもの 1 枚 につき 1 0 円
		カラーで出力したもの 1 枚につき 5 0 円
備考 用紙の両面を使用する場合は、片面を 1 枚として額を算定する。		

伊勢崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 8 号

伊勢崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

伊勢崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市
条例第 2 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、同条第 7 号中「及
び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 6 号を第 7 号と
し、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、
第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2号の規定の適用については、同号に規定する不利益処分に関する審査請求には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行前にされた不利益処分に関する不服申立てを含むものとする。

伊勢崎市職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第9号

伊勢崎市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項

に規定する契約等事務をいう。) であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市職員の降給に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第10号

伊勢崎市職員の降給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員(伊勢崎市一般職の職員の給

与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降格の事由）

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれかを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア

及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第11号

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正

する条例

(伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(伊勢崎市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(伊勢崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(伊勢崎市一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢崎市一般職の職員の旅費に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(伊勢崎市立幼稚園教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢崎市立幼稚園教育職員の給与等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校教育職員の給与等に関する条例(平成21年伊勢崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第12号

伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第9条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

伊勢崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市条例第 1 3 号

伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

第 1 条中「特別職の職員で非常勤のもの（消防団員を除く。）」を「非常勤の職員（別に定めるものを除く。）」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

非常勤の特別職の職員（以下「非常勤特別職」という。）の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

第 2 条第 3 項中「第 1 項の報酬額」を「別表第 1 の報酬金額」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項の報酬額」を「別表第 1 の報酬金額」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 非常勤の一般職の職員（以下「非常勤一般職」という。）のうち、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定により任用される者の報酬の額は、別表第 2 のとおりとする。

3 非常勤一般職のうち地方公務員法第 2 2 条第 5 項の規定により任用される者の報酬の額は、任命権者が別に定める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

6 専門委員の報酬の額については、その職務の複雑困難及び責任の度等を勘案し、別表第 1 の報酬金額の範囲内において市長が決定する。

第 3 条第 1 項中「前条」を「非常勤特別職」に、「一般職の職員」を「常勤の一般職の職員」に改め、同条第 2 項本文中「年額」を「非常勤特別職の報酬が年額」に改め、同条第 3 項中「日額」を「非常勤特別職の報酬が日額」に改め、同条第 4 項中「勤務」を「非常勤特別職の報酬が勤務」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 非常勤一般職の報酬の支給方法は、任命権者が別に定める。

第4条第1項中「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員」を「常勤の特別職の職員及び常勤の一般職の職員」に、「第2条第1項各号」を「別表第1」に、「特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）」を「非常勤特別職」に、「特別職の職員」を「非常勤特別職」に改め、同条第2項中「特別職の職員」を「非常勤特別職」に改める。

第5条第1項中「特別職の職員」を「非常勤の職員」に改め、同条第2項中「別表のとおり」を「非常勤特別職については別表第3のとおりとし、非常勤一般職については伊勢崎市一般職の職員の旅費に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第47号）に定める職員の額と同額」に改め、同条第3項中「特別職の職員」を「非常勤の職員」に改め、「旅費」の次に「の支給方法」を加え、「一般職の職員」を「常勤の一般職の職員」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、非常勤一般職に対し、費用弁償として通勤費用相当額を支給する。この場合における支給額及び支給方法は、任命権者が別に定める。

別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬	
	種別	金額
名誉市民推薦委員会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
情報公開・個人情報保護審査会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
行政不服審査会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
住居表示審議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
専門委員	月額	350,000円以内
特別職報酬等審議会会長	日額	10,300円

同 委員	日額	9, 100円
公務災害補償等認定委員会委員長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
公務災害補償等審査会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
産業医	年額	291, 000円
退職手当審査会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
安心安全まちづくり市民協議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
防災会議委員	日額	9, 100円
国民保護協議会委員	日額	9, 100円
総合計画審議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
公の施設指定管理者選定審議会委員長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
青少年指導員	月額	163, 000円
青少年問題協議会委員	日額	9, 100円
青少年指導センター運営協議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
隣保館館長	月額	138, 000円
隣保館運営審議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
廃棄物減量等推進審議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
環境審議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
環境美化審議会会長	日額	10, 300円

同 委員	日額	9, 100円
空家等対策協議会委員	日額	9, 100円
交通指導員（隊長）	年額	145, 590円
同（隊員）	年額	138, 000円
放置自動車判定委員会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
国民健康保険運営協議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
健康づくり推進協議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
スポーツ推進審議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
スポーツ推進委員	日額	9, 100円
福祉事務所嘱託医	月額	71, 000円
民生委員推薦会委員長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
児童館運営委員会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
家庭相談員	月額	153, 000円
母子・父子自立支援員	月額	153, 000円
子ども・子育て会議会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
母子生活支援施設伊勢崎ハイツ嘱託医	月額	9, 100円
保育所嘱託医	年額	122, 400円以内
保育所歯科嘱託医	年額	60, 600円以内
障害者自立支援給付認定審査会委員	日額	15, 000円
地域包括支援センター運営協議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円

介護認定審査会委員	日額	15,000円
介護保険運営協議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
労働教育委員会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
建築審査会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
開発審査会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
都市計画審議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
同 臨時委員	日額	9,100円
景観審議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
屋外広告物審議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
土地区画整理審議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
土地区画整理評価員	日額	9,100円
公共下水道使用料等審議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
水道料金審議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
市民病院名誉院長	月額	280,000円
選挙管理委員会委員長	月額	38,000円
同 委員	月額	29,000円
選挙長	日額	10,700円
同 職務代理者	日額	9,100円

選挙立会人	日額	8,900円
投票管理者	勤務1回の額	12,700円
開票管理者	勤務1回の額	10,700円
投票立会人	勤務1回の額	10,800円
開票立会人	勤務1回の額	8,900円
固定資産評価審査委員会委員長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
農業委員会会長	年額	631,800円
同 会長代理者	年額	354,600円
同 部会長	年額	354,600円
同 部会長代理者	年額	308,400円
同 委員	年額	301,800円
代表監査委員	月額	216,500円
監査委員（識見を有する者）	月額	191,500円
同（議会選出委員）	月額	66,000円
公平委員会委員長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
教育委員会委員	月額	76,000円
奨学生選考委員会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
教育研究所所長	月額	163,000円
学校運営協議会委員	日額	2,000円
小学校及び中学校通学区域審議会会長	日額	10,300円
同 委員	日額	9,100円
学校医	年額	220,000円以内
学校歯科医	年額	220,000円以内
学校薬剤師	年額	152,000円以内
学校結核対策委員会会長	日額	10,300円

同 委員	日額	9, 100円
学校給食運営委員会委員長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
社会教育指導員	月額	163, 000円
社会教育委員会議議長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
人権教育推進委員会委員長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
公民館運営審議会委員長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
図書館協議会委員長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円
文化財調査委員	日額	9, 100円
同 臨時委員	日額	9, 100円
歴史民俗資料館運営協議会会長	日額	10, 300円
同 委員	日額	9, 100円

別表第2（第2条関係）

区分	報酬	
	種別	金額
非常勤職員	月額	263, 000円以内で任命権者が定める額
外国語指導助手	月額	350, 000円以内で任命権者が定める額

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。
第24条第1項中「は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡

を考慮して任命権者が」を「については、別に条例で」に改め、同条第2項を削る。

(伊勢崎市文化財保護条例の一部改正)

- 3 伊勢崎市文化財保護条例(平成17年伊勢崎市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第15条中「伊勢崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」を「伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

(伊勢崎市交通指導員条例の一部改正)

- 4 伊勢崎市交通指導員条例(平成17年伊勢崎市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第5条中「伊勢崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」を「伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

(伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 5 伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第199号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「特別職の職員で非常勤のもの」を「非常勤の特別職の職員」に改める。

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例(平成17年伊勢崎市条

例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の220」に改める。

第2条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の195」を「100分の200」に、「100分の220」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第15号

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

附則第13項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の1.425」を「100分の1.575」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	140,100	190,200	227,100	265,100	291,500	322,900	368,300	414,700
	2	141,200	192,000	229,000	267,000	293,800	325,200	370,900	417,200
	3	142,400	193,800	230,800	268,800	296,100	327,500	373,500	419,700
	4	143,500	195,600	232,600	270,900	298,400	329,800	376,100	422,200
	5	144,600	197,200	234,200	272,900	300,500	332,100	378,300	424,100
	6	145,700	199,000	236,100	274,800	302,800	334,200	380,800	426,400
	7	146,800	200,800	237,900	276,700	305,100	336,400	383,100	428,600
	8	147,900	202,600	239,700	278,800	307,400	338,600	385,600	430,800
	9	149,000	204,300	241,300	280,900	309,600	340,800	388,200	432,900

10	150,400	206,100	243,100	283,000	311,900	343,000	390,900	435,000
11	151,700	207,900	244,900	285,100	314,200	345,200	393,600	437,100
12	153,000	209,700	246,700	287,200	316,500	347,400	396,300	439,300
13	154,300	211,300	248,300	289,300	318,700	349,400	398,800	441,100
14	155,800	213,200	250,200	291,400	320,900	351,500	401,100	443,000
15	157,300	215,100	251,900	293,500	323,100	353,600	403,400	445,000
16	158,900	217,000	253,600	295,600	325,300	355,700	405,800	447,000
17	160,200	218,800	255,300	297,600	327,400	357,600	407,700	448,900
18	161,700	220,700	257,100	299,700	329,500	359,600	409,700	450,700
19	163,200	222,500	258,900	301,800	331,600	361,400	411,600	452,500
20	164,700	224,400	260,900	303,900	333,600	363,300	413,500	454,300
21	166,100	226,000	262,800	306,000	335,700	365,400	415,400	456,100
22	168,800	227,900	264,500	308,100	337,800	367,300	417,200	457,600
23	171,400	229,700	266,200	310,200	339,900	369,300	419,100	459,100
24	174,000	231,600	268,000	312,300	342,000	371,300	421,100	460,600
25	176,700	233,100	270,000	314,200	343,600	373,300	422,900	462,000
26	178,400	234,800	271,900	316,300	345,600	375,300	424,400	463,300
27	180,100	236,500	273,800	318,400	347,400	377,300	426,000	464,600
28	181,800	238,200	275,700	320,500	349,400	379,300	427,600	465,800
29	183,300	239,500	277,500	322,500	351,200	380,900	429,200	466,800
30	185,100	241,000	279,400	324,600	353,100	382,700	430,500	467,500
31	186,900	242,400	281,300	326,700	355,000	384,500	431,800	468,300
32	188,600	243,800	283,200	328,800	356,900	386,200	433,100	469,000
33	190,200	245,200	284,900	330,400	358,800	388,000	434,300	469,700
34	191,700	246,500	286,800	332,400	360,600	389,400	435,600	470,500
35	193,200	247,800	288,700	334,300	362,400	391,000	436,900	471,200
36	194,700	249,400	290,600	336,400	364,100	392,600	438,100	472,000
37	196,000	250,700	292,300	338,300	365,600	394,100	439,300	472,800

38	197,300	252,100	294,100	340,300	366,900	395,300	440,100	473,500
39	198,600	253,500	295,900	342,300	368,300	396,500	440,900	474,300
40	199,900	255,100	297,700	344,300	369,700	397,700	441,700	475,100
41	201,200	256,500	299,500	346,200	371,200	398,800	442,300	475,900
42	202,500	257,900	301,200	348,100	372,100	400,000	443,000	476,600
43	203,800	259,300	302,900	350,000	373,200	401,200	443,700	477,400
44	205,100	260,700	304,600	351,900	374,300	402,400	444,400	477,900
45	206,300	261,900	306,300	353,400	375,100	403,100	445,200	478,600
46	207,600	263,300	308,000	354,900	376,000	403,800	446,000	
47	208,900	264,700	309,700	356,400	376,900	404,500	446,700	
48	210,200	266,100	311,400	357,900	377,800	405,200	447,500	
49	211,300	267,400	312,600	359,600	378,800	405,800	448,100	
50	212,400	268,600	314,200	360,400	379,600	406,500	448,800	
51	213,400	269,900	315,600	361,600	380,400	407,200	449,600	
52	214,500	271,200	317,200	362,600	381,200	407,900	450,400	
53	215,600	272,300	318,900	363,500	381,900	408,600	451,000	
54	216,600	273,500	320,500	364,600	382,600	409,300	451,800	
55	217,500	274,800	322,100	365,600	383,300	410,000	452,600	
56	218,500	276,100	323,700	366,700	384,000	410,600	453,100	
57	219,200	277,200	325,200	367,600	384,500	411,200	453,700	
58	220,100	278,300	326,400	368,300	385,100	411,800	454,500	
59	221,000	279,400	327,600	369,000	385,800	412,400	455,200	
60	221,900	280,500	328,800	369,700	386,500	413,000	456,000	
61	222,600	281,700	329,600	370,200	386,900	413,500	456,600	
62	223,600	282,700	330,500	370,800	387,600	414,200		
63	224,500	283,700	331,300	371,500	388,200	414,800		
64	225,400	284,700	332,100	372,200	388,800	415,400		
65	226,100	285,500	333,000	372,500	389,300	415,700		

66	227,000	286,400	333,400	373,200	389,900	416,300		
67	227,900	287,100	334,200	373,900	390,500	417,000		
68	229,000	288,000	335,000	374,600	391,100	417,400		
69	229,800	289,000	335,800	375,000	391,500	417,900		
70	230,500	289,800	336,500	375,600	392,100	418,600		
71	231,200	290,600	337,200	376,300	392,800	419,300		
72	232,000	291,400	337,900	376,900	393,400	420,000		
73	232,800	292,200	338,400	377,300	393,700	420,400		
74	233,500	292,700	339,000	377,900	394,400	421,100		
75	234,200	293,200	339,600	378,600	395,100	421,800		
76	234,900	293,700	340,200	379,200	395,500	422,500		
77	235,600	293,800	340,500	379,600	395,900	423,000		
78	236,400	294,200	341,000	380,100	396,600			
79	237,200	294,400	341,400	380,700	397,300			
80	238,000	294,800	341,900	381,200	398,000			
81	238,700	295,000	342,300	381,700	398,400			
82	239,400	295,200	342,800	382,300	399,100			
83	240,100	295,600	343,300	382,900	399,800			
84	240,800	295,900	343,800	383,200	400,500			
85	241,500	296,200	344,200	383,800	401,000			
86	242,200	296,500	344,600	384,400				
87	242,900	296,800	345,100	385,000				
88	243,600	297,200	345,500	385,600				
89	244,300	297,500	345,800	386,200				
90	244,800	297,900	346,200	386,800				
91	245,300	298,300	346,700	387,400				
92	245,800	298,700	347,100	388,000				
93	246,100	298,800	347,300	388,700				

94		299,100	347,700					
95		299,500	348,200					
96		299,900	348,600					
97		300,100	348,700					
98		300,400	349,200					
99		300,800	349,700					
100		301,200	349,900					
101		301,400	350,200					
102		301,700	350,600					
103		302,100	351,000					
104		302,400	351,400					
105		302,600	351,900					
106		302,900	352,300					
107		303,300	352,600					
108		303,600	353,000					
109		303,800	353,500					
110		304,200	353,900					
111		304,600	354,300					
112		304,900	354,600					
113		305,000	355,100					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						

	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,600						
再任用職員		186,500	214,000	258,000	278,200	293,600	319,500	362,000	395,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員	1	156,600	178,800	205,400	245,300	295,200	322,300	394,300	426,300
	2	158,300	180,600	207,400	247,100	297,400	324,600	396,400	427,900
	3	160,000	182,400	209,400	248,900	299,600	326,900	398,500	429,400
	4	161,700	184,200	211,400	250,700	301,900	329,200	400,600	431,000
	5	163,200	186,100	213,400	252,600	303,900	331,600	402,300	432,300
	6	164,900	188,400	215,400	254,500	306,000	333,800	404,400	433,700
	7	166,700	190,700	217,400	256,400	308,100	336,100	406,500	435,300
	8	168,400	193,000	219,300	258,200	310,400	338,400	408,600	436,900
	9	169,900	195,200	221,400	259,700	312,300	340,400	410,200	438,200
	10	171,800	197,800	223,200	261,600	314,600	342,700	412,000	439,900
	11	173,600	200,300	225,000	263,300	316,900	345,000	413,700	441,600
	12	175,500	202,800	226,800	265,000	319,200	347,300	415,400	443,300
	13	177,200	205,200	228,700	266,600	321,300	349,400	417,200	444,700
	14	178,900	207,000	230,600	268,200	323,600	351,600	418,700	446,400

15	180,600	208,800	232,500	269,700	325,900	353,800	420,300	448,100
16	182,300	210,600	234,400	271,200	328,200	356,000	421,900	449,700
17	184,200	212,500	236,000	272,400	330,200	358,200	423,300	451,100
18	186,300	214,400	237,800	274,100	332,500	360,300	424,800	451,800
19	188,400	216,300	239,600	275,800	334,700	362,400	426,300	452,500
20	190,500	218,100	241,400	277,600	337,000	364,500	427,800	453,200
21	192,700	219,800	243,200	279,000	339,100	366,700	429,400	453,600
22	195,100	221,600	244,700	280,900	341,200	368,700	430,700	454,200
23	197,500	223,400	246,200	282,700	343,300	370,800	432,000	454,900
24	199,900	225,200	247,600	284,500	345,400	372,900	433,300	455,500
25	202,400	226,900	249,000	286,100	347,400	374,800	434,300	456,300
26	204,200	228,600	250,500	288,200	349,500	376,900	435,100	457,000
27	206,000	230,300	252,000	290,300	351,600	378,800	435,900	457,600
28	207,800	232,000	253,600	292,300	353,700	380,900	436,700	458,300
29	209,700	233,400	254,900	294,600	355,900	382,900	437,200	459,000
30	211,500	235,200	256,300	296,600	358,000	385,000	438,000	459,600
31	213,300	237,000	257,700	298,400	360,100	387,100	438,800	460,300
32	215,000	238,800	259,200	300,400	362,200	389,200	439,600	461,000
33	216,900	240,400	260,200	302,100	363,900	391,100	440,100	461,700
34	218,700	242,000	261,600	304,000	366,000	393,200	440,800	462,400
35	220,500	243,600	262,900	305,900	367,800	395,300	441,500	463,100
36	222,300	245,100	264,400	307,800	369,900	397,300	442,100	463,500
37	224,000	246,500	265,500	309,700	371,900	399,000	442,700	464,200
38	225,700	248,000	267,000	311,600	374,000	400,500	443,300	464,800
39	227,400	249,400	268,400	313,500	376,100	401,900	443,800	465,400
40	229,100	250,900	269,700	315,400	378,200	403,300	444,400	466,100
41	230,500	252,300	271,000	317,300	380,200	404,600	445,000	466,800
42	232,300	253,700	272,600	319,200	382,300	405,700	445,600	467,500

43	234,100	255,000	274,000	321,100	384,400	406,700	446,100	468,200
44	235,900	256,500	275,600	323,000	386,500	407,700	446,700	468,900
45	237,500	257,600	277,100	324,900	388,200	408,900	447,200	469,600
46	239,000	259,000	278,600	326,800	389,900	410,100	447,800	470,300
47	240,500	260,300	280,100	328,700	391,600	411,300	448,400	471,000
48	241,900	261,800	281,800	330,600	393,300	412,500	448,600	471,700
49	243,300	262,900	283,600	332,200	394,800	413,800	449,300	472,400
50	244,600	264,400	285,300	333,800	395,800	414,600	449,900	473,100
51	245,800	265,800	287,000	335,500	396,800	415,400	450,500	473,800
52	247,000	267,200	288,700	337,200	397,800	416,200	451,100	474,500
53	248,000	268,400	290,200	338,900	399,100	416,700	451,600	475,200
54	249,400	269,700	292,000	340,700	400,200	417,400	452,200	475,900
55	250,800	271,200	293,800	342,500	401,400	418,100	452,800	476,600
56	252,200	272,800	295,600	344,300	402,600	418,700	453,400	477,300
57	253,300	274,200	297,200	345,600	403,900	419,400	454,100	478,000
58	254,700	275,700	299,000	347,300	404,700	419,800	454,700	
59	256,000	277,200	300,800	348,800	405,500	420,400	455,300	
60	257,500	278,900	302,600	350,500	406,300	421,000	455,900	
61	258,600	280,500	304,200	352,200	406,800	421,500	456,600	
62	259,900	282,100	306,000	353,900	407,500	422,100		
63	261,000	283,700	307,800	355,600	408,200	422,600		
64	262,200	285,300	309,600	357,300	408,900	423,100		
65	263,500	286,800	311,100	359,000	409,200	423,600		
66	264,700	288,300	312,800	360,600	409,900	424,200		
67	265,900	289,800	314,500	362,200	410,600	424,600		
68	267,300	291,300	316,200	363,800	411,300	425,100		
69	268,700	292,900	317,800	365,100	411,700	425,600		
70	269,800	294,500	319,300	366,500	412,200			

71	271,000	296,100	320,800	367,800	412,800			
72	272,400	297,700	322,300	369,200	413,300			
73	273,600	299,100	323,300	370,500	413,800			
74	275,000	300,500	325,000	371,700				
75	276,400	302,000	326,500	373,100				
76	277,800	303,500	328,200	374,400				
77	279,200	304,700	330,000	375,700				
78	280,600	306,200	331,700	376,900				
79	282,000	307,700	333,300	378,100				
80	283,400	309,200	335,000	379,300				
81	284,600	310,700	336,700	380,600				
82	285,800	312,100	338,400	381,800				
83	287,000	313,500	340,100	383,000				
84	288,200	314,900	341,800	384,200				
85	289,500	316,100	343,300	385,300				
86	290,700	317,600	344,800	385,900				
87	292,000	318,900	346,300	386,400				
88	293,300	320,400	347,800	387,000				
89	294,600	321,900	349,100	387,600				
90	295,800	323,400	350,400	388,200				
91	297,000	324,900	351,700	388,800				
92	298,200	326,400	353,100	389,400				
93	299,400	327,700	354,500	389,800				
94	300,600	329,100	356,000	390,300				
95	301,800	330,500	357,500	390,900				
96	303,000	331,900	359,000	391,400				
97	303,800	333,100	360,400	391,800				
98	305,100	334,400	361,600	392,200				

99	306,200	335,700	362,700	392,800				
100	307,500	337,000	363,900	393,300				
101	308,600	338,400	365,100	393,700				
102	309,800	339,400	366,200	394,200				
103	311,000	340,400	367,300	394,800				
104	312,200	341,600	368,500	395,300				
105	313,400	342,700	369,700	395,600				
106	314,500	343,800	370,300	396,100				
107	315,600	344,900	370,900	396,600				
108	316,700	346,000	371,500	396,800				
109	317,500	347,200	372,100	397,100				
110	318,100	348,200	372,600	397,600				
111	318,700	349,200	373,200	398,100				
112	319,400	350,200	373,700	398,600				
113	319,900	351,100	374,100	398,900				
114	320,400	352,000	374,500	399,400				
115	320,800	353,000	375,100	399,900				
116	321,400	354,000	375,600	400,400				
117	322,200	355,100	376,000	400,700				
118	322,900	355,600	376,500	401,200				
119	323,600	356,200	377,100	401,700				
120	324,400	356,800	377,600	402,200				
121	325,000	357,200	377,700	402,600				
122	325,800	357,600	378,300	403,100				
123	326,600	358,100	378,900	403,600				
124	327,400	358,500	379,200	404,100				
125	328,000	358,900	379,700	404,500				
126	328,400	359,300	380,200					

127	328,900	359,800	380,700					
128	329,400	360,200	381,200					
129	329,700	360,600	381,500					
130		361,000	382,000					
131		361,400	382,500					
132		361,800	383,000					
133		362,000	383,200					
134		362,500	383,700					
135		363,000	384,100					
136		363,200	384,600					
137		363,500	384,900					
138		363,900	385,400					
139		364,400	385,900					
140		364,900	386,400					
141		365,100	386,700					
142		365,600						
143		366,100						
144		366,600						
145		366,900						
再任用職員	240,600	252,300	256,400	292,100	309,400	323,800	347,900	383,500

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1)

単位：円

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任用 職員以外 の職員	1	243,300	328,600	455,300	487,800	607,800
	2	245,800	331,600	457,600	489,900	613,900
	3	248,300	334,500	459,800	492,000	620,000
	4	250,800	337,600	462,100	494,100	626,100
	5	253,100	340,300	464,300	496,200	632,000
	6	256,900	343,600	466,600	498,300	637,400
	7	260,700	346,800	468,900	500,400	642,800
	8	264,500	349,900	471,100	502,500	648,200
	9	268,100	352,900	473,100	504,600	653,400
	10	272,100	355,900	475,200	506,600	657,900
	11	276,100	359,000	477,300	508,600	662,400
	12	280,100	362,200	479,400	510,600	666,900
	13	283,900	365,300	481,500	512,400	671,400
	14	287,900	368,900	483,300	514,200	675,500
	15	291,800	372,300	485,100	516,100	679,600
	16	295,700	376,000	486,900	518,000	683,500
	17	299,500	379,600	488,600	519,700	687,300
	18	303,100	382,300	490,400	521,500	690,900
	19	306,600	385,100	492,200	523,300	694,500
	20	310,200	387,900	494,000	525,100	698,100
	21	313,800	390,800	495,600	527,000	701,700
	22	317,500	393,400	497,300	528,800	705,200
	23	321,000	396,000	499,100	530,600	708,700
	24	324,700	398,600	500,900	532,400	712,200
	25	328,200	400,900	502,500	534,000	715,800
	26	331,000	403,200	503,800	535,800	719,300
	27	333,700	405,500	505,100	537,500	722,800
	28	336,300	407,800	506,400	539,300	726,300

29	339,100	410,200	507,700	540,900	729,900
30	341,400	412,300	509,000	542,500	733,400
31	343,600	414,300	510,300	543,900	736,900
32	346,000	416,400	511,600	545,500	740,400
33	348,400	418,500	512,600	547,000	744,000
34	350,800	420,500	513,400	548,400	747,500
35	353,100	422,500	514,200	549,800	751,000
36	355,600	424,500	515,000	551,100	754,500
37	358,000	426,600	515,900	552,300	758,100
38	360,400	428,600	516,700	553,300	761,600
39	362,800	430,600	517,600	554,300	765,100
40	365,200	432,600	518,400	555,300	768,600
41	367,500	434,600	519,300	556,300	772,200
42	368,900	436,400	520,200	557,200	775,700
43	370,400	438,100	520,900	558,100	779,200
44	371,900	439,900	521,800	559,000	782,700
45	373,400	441,800	522,700	559,800	786,300
46	374,800	443,600	523,500	560,700	789,800
47	376,300	445,400	524,400	561,600	793,300
48	377,800	447,100	525,300	562,500	796,800
49	379,100	448,900	526,100	563,400	800,400
50	380,100	450,600	527,000	564,300	
51	381,100	452,400	527,900	565,200	
52	382,100	454,200	528,600	565,900	
53	383,100	456,100	529,400	566,800	
54	384,000	457,300	530,300	567,700	
55	384,900	458,500	531,200	568,600	
56	385,800	459,700	532,100	569,500	

57	386,800	460,900	532,900	570,400	
58	387,700	461,900	533,800	571,300	
59	388,500	462,900	534,700	572,200	
60	389,300	463,900	535,600	573,100	
61	390,100	464,700	536,400	574,000	
62	390,600	465,400	537,300	574,900	
63	391,000	466,100	538,200	575,800	
64	391,500	466,800	539,100	576,700	
65	391,800	467,500	539,900	577,600	
66		468,200	540,800		
67		468,900	541,700		
68		469,600	542,600		
69		470,100	543,400		
70		470,800	544,300		
71		471,500	545,200		
72		472,200	546,100		
73		472,600	546,900		
74		473,200	547,800		
75		473,900	548,700		
76		474,600	549,600		
77		475,000	550,400		
78		475,600	551,300		
79		476,200	552,200		
80		476,700	553,100		
81		477,300	553,900		
82		477,800	554,800		
83		478,300	555,700		
84		478,800	556,600		

	85		479,200	557,400		
	86		479,800	558,300		
	87		480,200	559,200		
	88		480,700	560,100		
	89		481,200	560,900		
	90		481,800			
	91		482,400			
	92		482,800			
	93		483,300			
	94		483,900			
	95		484,500			
	96		485,100			
	97		485,600			
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,600

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表(2)

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員	1	145,000	182,900	200,500	218,200	246,100	282,500	331,000	377,000
	2	146,400	184,500	202,100	219,800	247,700	284,500	333,100	379,700
	3	147,800	186,100	203,700	221,400	249,200	286,700	335,300	382,400
	4	149,200	187,700	205,300	223,000	250,800	288,900	337,500	385,100
	5	150,400	189,200	206,800	224,600	252,100	291,100	339,600	387,600
	6	152,200	190,800	208,500	226,300	253,600	293,300	341,800	390,300

7	153,900	192,400	210,100	228,000	255,000	295,300	344,000	393,000
8	155,600	193,900	211,800	229,700	256,600	297,500	346,200	395,700
9	157,300	195,500	213,300	231,100	257,900	299,600	348,200	397,900
10	159,000	197,200	215,100	232,900	259,400	301,800	350,400	400,200
11	160,700	198,800	216,900	234,600	260,800	304,000	352,600	402,400
12	162,500	200,500	218,500	236,200	262,100	306,200	354,800	404,700
13	164,000	202,100	220,200	237,900	263,500	308,400	356,500	406,800
14	165,900	203,700	221,800	239,500	265,200	310,500	358,500	408,800
15	167,900	205,300	223,200	241,000	267,100	312,600	360,500	410,900
16	169,800	206,900	224,800	242,600	268,700	314,700	362,500	413,100
17	171,700	208,400	226,300	243,900	270,400	316,900	364,300	414,900
18	173,600	210,000	227,800	245,400	272,100	319,000	366,400	416,900
19	175,400	211,700	229,300	246,800	274,000	321,100	368,400	419,000
20	177,300	213,400	230,900	248,400	275,900	323,200	370,500	421,100
21	179,200	214,900	232,400	249,900	277,700	325,200	372,300	422,900
22	180,700	216,500	233,900	251,300	279,600	327,200	374,400	424,500
23	182,200	218,100	235,300	252,700	281,300	329,200	376,500	426,100
24	183,700	219,700	236,700	254,100	283,200	331,200	378,600	427,700
25	185,300	221,200	237,700	255,500	285,100	333,200	380,100	429,200
26	186,800	222,800	239,100	257,000	287,000	335,200	381,900	430,500
27	188,300	224,300	240,500	258,500	288,900	337,200	383,700	431,800
28	189,700	225,900	242,200	260,200	290,800	339,200	385,500	433,100
29	191,200	227,400	243,800	261,900	292,800	340,900	387,300	434,400
30	192,500	229,100	245,400	263,500	294,700	342,700	388,800	435,600
31	193,800	230,700	246,900	265,100	296,600	344,500	390,500	436,800
32	195,100	232,400	248,700	266,900	298,500	346,300	392,200	437,900
33	196,500	233,900	250,300	268,400	300,300	347,900	393,600	439,100
34	197,900	235,400	252,100	270,200	302,100	349,800	394,900	440,300

35	199,300	236,800	253,900	272,000	303,900	351,700	396,200	441,600
36	200,700	238,400	255,700	273,800	305,700	353,600	397,500	442,800
37	201,800	239,800	257,400	275,400	307,300	355,400	398,600	444,100
38	203,100	241,400	259,100	277,100	309,000	357,100	399,800	444,900
39	204,400	242,900	260,800	278,800	310,700	358,800	400,900	445,600
40	205,700	244,400	262,500	280,500	312,400	360,500	402,100	446,400
41	206,900	245,800	264,200	282,200	314,200	361,700	402,900	447,000
42	208,100	247,100	265,900	283,900	315,900	362,900	403,700	447,700
43	209,300	248,400	267,600	285,600	317,600	364,100	404,500	448,500
44	210,500	249,900	269,200	287,300	319,300	365,300	405,300	449,300
45	211,700	251,300	270,800	289,000	320,500	366,500	405,700	449,900
46	212,800	252,700	272,500	290,700	322,000	367,300	406,400	450,700
47	213,800	254,100	274,200	292,400	323,500	368,500	407,100	451,500
48	214,900	255,700	275,900	294,100	325,100	369,600	407,800	452,000
49	215,900	257,300	277,400	295,500	326,400	370,700	408,500	452,600
50	216,900	258,700	279,000	297,100	327,700	371,700	409,200	453,400
51	217,800	260,100	280,500	298,700	329,000	372,700	409,900	454,100
52	218,800	261,500	282,100	300,300	330,300	373,700	410,500	454,900
53	219,500	262,700	283,500	301,700	331,400	374,500	411,100	455,500
54	220,400	264,100	285,000	303,200	332,400	375,400	411,700	
55	221,200	265,500	286,500	304,700	333,500	376,300	412,300	
56	222,200	266,900	288,000	306,200	334,600	377,200	412,900	
57	222,900	268,000	289,500	307,500	335,100	377,800	413,400	
58	223,800	269,300	290,900	308,800	336,000	378,600	414,100	
59	224,600	270,600	292,100	309,900	336,800	379,400	414,700	
60	225,400	271,900	293,500	311,300	337,700	380,200	415,400	
61	226,300	273,000	294,800	312,600	338,500	380,600	415,700	
62	227,200	274,200	296,100	313,900	338,800	381,300	416,200	

63	228,100	275,500	297,400	315,200	339,500	382,000	416,900	
64	229,200	276,800	298,700	316,500	340,200	382,700	417,600	
65	229,900	277,900	299,900	317,900	340,800	383,200	417,800	
66	230,700	279,000	300,600	318,700	341,500	383,800		
67	231,500	280,100	301,300	319,500	342,200	384,500		
68	232,400	281,200	302,100	320,300	342,900	385,100		
69	233,100	282,300	303,000	320,900	343,600	385,600		
70	233,800	283,400	303,800	321,600	344,200	386,100		
71	234,500	284,500	304,600	322,300	344,800	386,600		
72	235,200	285,600	305,400	322,900	345,400	387,100		
73	235,900	286,500	306,100	323,700	345,700	387,700		
74	236,700	287,200	306,700	323,900	346,300	388,200		
75	237,500	287,700	307,300	324,500	346,800	388,800		
76	238,300	288,500	307,900	325,100	347,400	389,400		
77	238,900	289,300	308,300	325,700	347,900	389,900		
78	239,500	289,900	308,700	326,200	348,400	390,400		
79	240,100	290,500	309,100	326,700	348,900	391,000		
80	240,700	291,100	309,600	327,200	349,400	391,600		
81	241,100	291,800	310,000	327,800	349,700	392,000		
82	241,500	292,300	310,500	328,300	350,000	392,600		
83	241,900	292,800	310,800	328,800	350,400	393,200		
84	242,300	293,200	311,300	329,300	350,700	393,700		
85	242,700	293,400	311,900	329,800	351,200	394,400		
86		293,600	312,200	330,200	351,500			
87		293,800	312,600	330,400	351,800			
88		294,000	312,900	330,800	352,100			
89		294,400	313,400	331,200	352,500			
90		294,600	313,800	331,600	352,800			

91		294,800	314,200	332,000	353,200				
92		295,000	314,500	332,400	353,500				
93		295,400	314,800	332,800	353,900				
94		295,600	315,200	333,000	354,200				
95		295,800	315,600	333,400	354,600				
96		296,100	315,900	333,700	354,900				
97		296,500	316,100	333,900	355,100				
98		296,800	316,500	334,200	355,500				
99		297,100	316,900	334,500	355,900				
100		297,400	317,200	334,800	356,300				
101		297,700	317,400	335,000	356,800				
102		297,900	317,700	335,300	357,100				
103		298,200	318,100	335,700	357,500				
104		298,500	318,400	335,900	357,900				
105		298,800	318,600	336,000	358,400				
106				336,300					
107				336,700					
108				336,800					
109				337,000					
110				337,400					
111				337,700					
112				338,100					
113				338,300					
再任 用職員		187,900	214,100	230,200	246,100	259,700	285,900	327,400	370,400

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定める者に適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表(3)

単位：円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	158,400	185,900	211,100	234,300	259,100	288,600	334,500
	2	159,800	188,000	213,000	236,100	260,300	290,400	336,500
	3	161,300	190,100	214,500	237,900	261,500	292,200	338,700
	4	162,700	192,100	216,400	239,700	262,800	294,200	340,900
	5	164,200	194,200	218,300	241,300	263,800	296,000	343,100
	6	165,700	196,500	219,800	242,700	265,100	297,900	345,300
	7	167,200	198,800	221,800	244,200	266,200	299,800	347,500
	8	168,700	201,100	223,500	245,600	267,600	301,700	349,700
	9	170,000	203,500	225,100	246,800	268,800	303,700	351,400
	10	171,700	204,900	226,500	248,200	270,000	305,600	353,400
	11	173,300	206,300	227,900	249,400	271,500	307,500	355,400
	12	174,900	207,700	229,100	250,700	273,000	309,400	357,400
	13	176,400	209,100	230,500	252,000	274,500	311,100	359,400
	14	178,400	210,600	231,800	253,300	276,000	312,900	361,500
	15	180,400	212,100	233,100	254,400	277,400	314,700	363,600
	16	182,400	213,300	234,400	255,700	279,000	316,500	365,700
	17	184,600	214,700	235,500	256,600	280,600	318,400	367,700
	18	186,700	216,200	236,900	257,900	281,900	320,100	369,800
	19	188,800	217,700	238,300	259,100	283,200	321,800	371,900
	20	190,900	219,200	239,700	260,400	284,700	323,500	374,000
	21	193,000	220,600	240,900	261,400	286,300	325,100	375,800
	22	195,200	222,300	242,200	262,800	287,900	326,500	377,900
	23	197,400	224,000	243,500	264,100	289,500	328,100	380,000

24	199,600	225,700	244,700	265,400	291,000	329,700	382,100
25	201,600	227,100	246,200	266,800	292,400	331,400	384,100
26	202,900	228,800	247,700	268,300	294,200	332,900	385,800
27	204,200	230,500	249,100	269,600	296,000	334,400	387,700
28	205,500	232,200	250,700	271,200	297,800	336,000	389,600
29	206,700	234,000	251,900	272,600	299,400	337,400	391,500
30	207,900	235,500	253,300	274,000	301,100	338,900	393,300
31	209,200	237,000	254,700	275,600	302,800	340,400	395,200
32	210,400	238,400	256,300	277,200	304,500	341,900	397,100
33	211,700	239,700	257,800	278,800	306,000	343,400	398,800
34	213,000	241,100	259,300	280,300	307,600	345,000	400,500
35	214,300	242,400	260,600	281,600	309,200	346,600	402,300
36	215,600	243,700	262,100	283,000	310,800	348,200	404,100
37	217,000	244,900	263,600	284,600	312,300	349,900	405,700
38	218,400	246,200	265,100	286,000	313,700	351,500	407,500
39	219,800	247,400	266,600	287,500	315,300	353,100	409,300
40	221,200	248,700	268,100	289,000	316,900	354,700	411,100
41	222,200	249,600	269,700	290,600	318,500	355,900	412,600
42	223,600	250,800	271,300	292,200	320,000	357,400	414,300
43	225,000	251,900	272,900	293,800	321,400	358,900	416,000
44	226,400	253,200	274,500	295,400	322,900	360,400	417,600
45	227,800	254,200	275,900	296,800	324,100	362,000	419,000
46	229,300	255,600	277,400	298,300	325,500	363,100	420,600
47	230,800	256,900	278,900	299,800	326,900	364,600	422,100
48	232,200	258,200	280,300	301,300	328,400	365,900	423,600
49	233,400	259,400	281,700	302,600	329,500	367,300	425,200
50	234,800	260,600	283,100	304,000	330,900	368,700	426,700
51	236,000	262,000	284,500	305,400	332,200	370,100	428,200

52	237,400	263,400	285,900	306,800	333,600	371,500	429,700
53	238,600	264,700	287,300	308,300	335,000	373,000	431,100
54	239,900	266,100	288,700	309,700	336,400	374,200	432,600
55	241,100	267,500	290,000	311,100	337,800	375,400	434,000
56	242,400	269,000	291,400	312,500	339,200	376,600	435,400
57	243,500	270,600	292,800	313,600	340,100	377,700	436,500
58	244,700	272,200	294,200	314,900	341,400	378,700	437,400
59	245,800	273,800	295,400	316,000	342,600	379,700	438,300
60	247,100	275,400	296,800	317,400	343,900	380,700	438,900
61	248,100	276,900	297,900	318,600	345,100	381,300	439,800
62	249,400	278,400	299,200	319,900	346,000	382,100	440,700
63	250,600	279,900	300,500	321,200	347,300	382,900	441,600
64	251,800	281,400	301,800	322,500	348,600	383,700	442,500
65	252,800	283,000	303,100	323,800	349,700	384,500	443,300
66	253,800	284,500	304,400	325,100	350,900	385,200	444,100
67	255,000	286,000	305,700	326,400	352,100	386,000	444,900
68	256,400	287,500	307,000	327,700	353,200	386,700	445,700
69	257,500	288,800	307,900	328,500	354,200	387,400	446,500
70	258,600	290,300	309,000	329,600	355,300	388,000	
71	259,700	291,800	310,100	330,700	356,400	388,700	
72	261,000	293,300	311,300	331,600	357,500	389,300	
73	262,400	294,500	312,600	332,900	358,400	390,000	
74	263,700	295,900	313,700	333,600	359,500	390,500	
75	265,000	297,300	314,900	334,800	360,600	391,100	
76	266,300	298,700	316,100	336,000	361,700	391,600	
77	267,300	300,200	317,300	337,100	362,400	392,000	
78	268,500	301,500	318,500	338,300	363,200	392,600	
79	269,800	302,800	319,700	339,500	364,000	393,200	

80	271,100	304,100	320,900	340,700	364,800	393,500	
81	272,200	304,900	321,700	341,800	365,400	394,000	
82	273,300	306,100	322,700	342,900	365,900	394,600	
83	274,400	307,100	323,700	344,000	366,500	395,200	
84	275,500	308,400	324,600	345,100	367,000	395,800	
85	276,400	309,500	325,700	346,000	367,600	396,300	
86	277,400	310,700	326,300	347,000	368,100	396,900	
87	278,500	311,900	327,300	347,900	368,700	397,400	
88	279,600	313,100	328,300	348,900	369,200	398,000	
89	280,600	314,400	329,200	350,000	369,600	398,400	
90	281,600	315,600	330,000	350,800	370,100	398,900	
91	282,600	316,800	330,800	351,600	370,700	399,500	
92	283,600	318,000	331,600	352,400	371,200	400,100	
93	284,600	318,900	332,300	353,100	371,500	400,600	
94	285,600	319,600	333,000	353,700	372,000		
95	286,600	320,300	333,700	354,400	372,500		
96	287,600	320,900	334,400	355,000	372,700		
97	288,500	321,600	334,700	355,400	373,300		
98	289,300	321,900	335,200	355,800	373,800		
99	289,900	322,600	335,700	356,300	374,300		
100	290,800	323,300	336,100	356,700	374,800		
101	291,600	323,700	336,700	357,200	375,400		
102	292,400	324,300	337,200	357,600	375,900		
103	293,200	324,900	337,700	358,100	376,400		
104	294,000	325,500	338,200	358,500	376,800		
105	294,700	325,900	338,800	358,800	377,300		
106	295,200	326,400	339,200	359,300	377,800		
107	295,700	326,900	339,700	359,800	378,300		

108	296,200	327,400	340,000	360,000	378,800		
109	296,400	327,800	340,500	360,500	379,400		
110	296,800	328,200	340,900	361,000	379,900		
111	297,000	328,500	341,300	361,500	380,400		
112	297,400	328,900	341,800	362,000	380,900		
113	297,700	329,300	342,200	362,500	381,500		
114	297,900	329,700	342,600	363,000			
115	298,300	330,100	343,000	363,500			
116	298,600	330,400	343,400	363,900			
117	298,900	330,600	343,500	364,200			
118	299,200	330,900	343,800	364,700			
119	299,500	331,300	344,300	365,200			
120	299,900	331,500	344,700	365,700			
121	300,200	331,700	345,100	366,100			
122	300,600	332,000	345,600	366,600			
123	301,000	332,300	346,100	367,100			
124	301,400	332,600	346,600	367,600			
125	301,600	332,800	347,000	368,000			
126	301,800	333,100					
127	302,200	333,500					
128	302,600	333,700					
129	302,800	333,800					
130	303,100	334,200					
131	303,500	334,600					
132	303,900	334,700					
133	304,100	335,000					
134	304,400	335,400					
135	304,800	335,800					

136	305,100	336,200					
137	305,300	336,500					
138	305,600	336,900					
139	306,000	337,300					
140	306,300	337,700					
141	306,500	338,000					
142	306,900	338,400					
143	307,300	338,700					
144	307,600	339,100					
145	307,700	339,400					
146	308,000	339,800					
147	308,300	340,200					
148	308,700	340,600					
149	308,900	340,900					
150	309,100	341,300					
151	309,400	341,700					
152	309,700	342,100					
153	310,100	342,400					
154	310,300						
155	310,500						
156	310,800						
157	311,200						
158	311,500						
159	311,800						
160	312,100						
161	312,500						
162	312,800						
163	313,100						

	164	313,400						
	165	313,800						
	166	314,100						
	167	314,400						
	168	314,700						
	169	315,100						
再任用 職員		234,000	258,200	261,900	265,500	275,900	293,000	330,800

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定める者に適用する。

第2条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(等級別基準職務表)

第3条の2 職員の職務は、その複雑困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、それぞれ当該等級別基準職務表に定めるところによる。

- (1) 行政職等級別基準職務表 (別表第6)
- (2) 公安職等級別基準職務表 (別表第7)
- (3) 医療職(1)等級別基準職務表 (別表第8)
- (4) 医療職(2)等級別基準職務表 (別表第9)
- (5) 医療職(3)等級別基準職務表 (別表第10)

第4条第1項中「前条第3項」を「前条」に改める。

第22条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「10

0分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第23条の2第2項中「別表第6」を「別表第11」に改める。

附則第10項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第13項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の1.575」を「100分の1.5」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700

14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900

42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		

70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					

98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					
101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						

再任 用職 員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

単位：円

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	156,600	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	386,900	418,300
	2	158,300	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	389,000	419,900
	3	160,000	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	391,100	421,300
	4	161,700	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	393,100	422,800
	5	163,200	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	394,800	424,100
	6	164,900	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	396,800	425,500
	7	166,700	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	398,900	427,000
	8	168,400	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	401,000	428,600
	9	169,900	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	402,500	429,900
	10	171,800	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	404,300	431,600
	11	173,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	406,000	433,300
	12	175,500	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	407,700	434,900
	13	177,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	409,400	436,300
	14	178,900	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	410,900	438,000
	15	180,600	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	412,500	439,700
	16	182,300	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	414,000	441,300
	17	184,200	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	415,300	442,700
	18	186,300	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	416,800	443,400

19	188,400	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	418,300	444,100
20	190,500	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	419,800	444,800
21	192,700	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	421,300	445,200
22	195,100	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	422,600	445,800
23	197,500	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	423,900	446,500
24	199,900	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	425,100	447,100
25	202,400	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	426,100	447,900
26	204,200	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	426,800	448,600
27	206,000	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	427,600	449,100
28	207,800	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	428,400	449,600
29	209,700	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	428,900	450,100
30	211,500	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	429,300	450,400
31	213,300	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	429,700	450,700
32	215,000	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	430,000	451,100
33	216,900	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	430,300	451,500
34	218,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	430,700	451,700
35	220,500	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	431,000	452,000
36	222,300	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	431,300	452,200
37	224,000	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	431,600	452,600
38	225,700	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	431,900	452,800
39	227,400	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	432,200	453,000
40	229,100	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	432,500	453,200
41	230,500	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	432,800	453,600
42	232,300	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	433,100	
43	234,100	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	433,400	
44	235,900	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	433,700	
45	237,300	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	434,000	
46	238,700	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	434,300	

47	240,000	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	434,600	
48	241,200	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	434,900	
49	242,500	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	435,100	
50	243,600	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	435,400	
51	244,600	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	435,700	
52	245,500	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	436,000	
53	246,400	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	436,200	
54	247,500	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	436,500	
55	248,700	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	436,800	
56	249,800	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	437,100	
57	250,800	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	437,300	
58	252,000	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	437,600	
59	253,000	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	437,900	
60	254,200	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	438,200	
61	255,300	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	438,400	
62	256,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	438,700	
63	257,100	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	439,000	
64	258,100	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	439,300	
65	259,200	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	439,500	
66	260,300	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300		
67	261,400	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700		
68	262,400	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200		
69	263,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600		
70	264,700	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900		
71	266,000	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200		
72	267,300	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500		
73	268,500	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800		
74	269,900	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100		

75	271,300	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400		
76	272,700	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700		
77	274,000	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900		
78	275,400	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200		
79	276,800	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500		
80	278,100	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800		
81	279,300	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000		
82	280,500	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300		
83	281,700	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600		
84	282,800	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800		
85	284,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000		
86	285,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300		
87	286,600	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600		
88	287,900	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800		
89	289,100	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000		
90	290,300	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300		
91	291,500	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600		
92	292,700	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800		
93	293,800	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000		
94	295,000	323,000	349,400	383,000	414,900			
95	296,100	324,400	350,900	383,600	415,300			
96	297,300	325,700	352,400	384,100	415,700			
97	298,100	326,900	353,700	384,500	416,000			
98	299,400	328,200	354,900	384,900				
99	300,500	329,500	356,000	385,500				
100	301,800	330,800	357,200	386,000				
101	302,900	332,200	358,300	386,400				
102	304,100	333,100	359,400	386,900				

103	305,300	334,200	360,500	387,500				
104	306,500	335,400	361,700	388,000				
105	307,700	336,500	362,900	388,300				
106	308,700	337,600	363,400	388,700				
107	309,800	338,600	364,000	389,200				
108	310,800	339,700	364,600	389,500				
109	311,600	340,900	365,200	389,800				
110	312,200	341,900	365,700	390,300				
111	312,800	342,900	366,200	390,800				
112	313,500	343,800	366,700	391,300				
113	314,000	344,700	367,100	391,600				
114	314,500	345,600	367,500	392,100				
115	315,000	346,600	368,100	392,600				
116	315,600	347,600	368,600	393,100				
117	316,400	348,600	369,000	393,400				
118	317,100	349,100	369,500	393,900				
119	317,800	349,700	370,100	394,400				
120	318,500	350,300	370,600	394,900				
121	319,100	350,600	370,700	395,300				
122	319,900	351,000	371,300	395,800				
123	320,600	351,500	371,800	396,200				
124	321,400	351,900	372,200	396,700				
125	322,000	352,300	372,700	397,100				
126	322,300	352,700	373,200					
127	322,800	353,200	373,700					
128	323,300	353,600	374,200					
129	323,600	354,000	374,500					
130		354,400	375,000					

	131		354,800	375,500					
	132		355,200	376,000					
	133		355,400	376,300					
	134		355,900	376,800					
	135		356,300	377,200					
	136		356,600	377,600					
	137		356,900	377,900					
	138		357,300	378,400					
	139		357,800	378,900					
	140		358,300	379,400					
	141		358,600	379,700					
	142		359,100						
	143		359,600						
	144		360,100						
	145		360,400						
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表(2)

単位：円

職員 の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	145,000	182,900	200,500	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	202,100	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600

員以 外の 職員									
	3	147,800	186,100	203,700	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	205,300	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	206,800	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	208,400	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	209,900	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	211,500	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	212,900	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	214,500	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	216,000	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	217,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	219,200	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	220,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	222,100	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	223,600	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	224,900	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	226,300	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	227,800	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	229,300	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	230,600	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	231,900	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	233,100	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	234,400	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	235,700	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	237,200	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	238,500	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	239,900	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	241,400	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	242,900	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500

31	193,800	228,800	244,500	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
32	195,100	230,200	246,100	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
33	196,500	231,600	247,500	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
34	197,900	232,900	249,100	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
35	199,300	234,000	250,500	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
36	200,700	235,300	252,000	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
37	201,800	236,700	253,500	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
38	203,100	238,000	255,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
39	204,400	239,200	256,400	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
40	205,700	240,500	257,900	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
41	206,900	241,800	259,400	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
42	208,100	243,100	260,900	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
43	209,300	244,300	262,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	263,700	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	265,100	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	266,700	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
47	213,800	249,500	268,300	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	269,800	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
49	215,900	252,600	271,300	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	272,800	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	274,300	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	275,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	277,000	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	278,500	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	279,900	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	281,300	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	282,500	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	283,700	303,100	329,900	371,600	402,800	

59	224,600	265,700	285,000	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	286,300	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	287,500	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	288,700	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	290,000	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	291,200	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	292,400	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	293,400	312,900	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	294,300	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	295,300	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	296,100	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	297,000	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	297,900	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	298,700	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	299,500	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	300,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	300,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	301,200	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	301,900	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	302,500	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	303,000	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	303,600	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	304,200	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	304,700	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	305,100	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	305,600	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	305,900	323,800	344,800	386,200		
86		288,300	306,200	324,200	345,100			

87		288,500	306,400	324,400	345,400				
88		288,700	306,700	324,800	345,700				
89		289,100	307,100	325,200	346,100				
90		289,300	307,400	325,600	346,400				
91		289,500	307,700	326,000	346,800				
92		289,700	308,000	326,400	347,100				
93		290,100	308,400	326,700	347,500				
94		290,300	308,600	326,900	347,800				
95		290,500	308,900	327,300	348,100				
96		290,800	309,200	327,600	348,400				
97		291,200	309,500	327,800	348,700				
98		291,500	309,800	328,100	349,100				
99		291,700	310,000	328,400	349,500				
100		292,000	310,300	328,700	349,900				
101		292,300	310,600	328,900	350,400				
102		292,500	310,800	329,200	350,800				
103		292,700	311,100	329,600	351,200				
104		293,000	311,400	329,800	351,600				
105		293,300	311,600	329,900	352,100				
106				330,200					
107				330,600					
108				330,800					
109				331,000					
110				331,400					
111				331,800					
112				332,200					
113				332,400					
再任		187,500	214,100	228,200	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

用職 員									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定める者に適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表(3)

単位：円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	158,400	185,900	211,100	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	213,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	214,500	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	216,400	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	217,600	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	219,400	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	221,200	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	223,000	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	224,700	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	226,000	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	227,100	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	228,300	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	229,700	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	231,000	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	232,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	233,200	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	234,400	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	235,600	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	236,800	256,000	277,900	315,800	365,100

20	190,900	219,200	238,100	257,000	279,400	317,500	367,200
21	193,000	220,600	239,200	257,900	281,000	319,000	368,900
22	195,200	222,300	240,600	258,900	282,600	320,500	371,000
23	197,400	224,000	241,900	259,900	284,100	322,100	373,100
24	199,600	225,700	243,300	260,900	285,600	323,600	375,100
25	201,600	227,100	244,600	262,100	286,900	325,300	377,100
26	202,900	228,800	246,100	263,500	288,700	326,700	378,700
27	204,200	230,500	247,600	264,700	290,500	328,200	380,600
28	205,500	232,200	249,100	266,100	292,200	329,800	382,500
29	206,700	233,800	250,600	267,400	293,800	331,200	384,300
30	207,900	235,200	252,000	268,900	295,500	332,700	386,000
31	209,200	236,500	253,500	270,500	297,100	334,100	387,900
32	210,400	237,700	254,800	272,000	298,800	335,600	389,700
33	211,700	239,000	256,300	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	257,600	275,100	301,800	338,700	393,100
35	214,300	241,000	258,700	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	259,900	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	261,300	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	262,500	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	263,700	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	265,000	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	266,200	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	267,400	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	268,600	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	269,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	271,100	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	272,300	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	273,500	294,300	320,900	357,900	412,600

48	231,600	253,800	274,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	275,900	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	277,200	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	278,500	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	279,800	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	281,200	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	282,600	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	284,000	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	285,400	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	286,800	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	288,200	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	289,500	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	291,000	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	292,300	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	293,700	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	295,100	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	296,400	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	297,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	299,200	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	300,600	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	302,000	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	303,000	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	304,300	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	305,600	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	306,700	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	308,000	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	309,000	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	310,300	328,700	354,000	383,900	

76	261,500	293,200	311,500	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	312,800	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	314,100	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	315,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	316,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	317,400	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	318,600	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	319,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	320,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	321,800	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	322,900	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	323,900	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	325,000	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	326,100	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	327,100	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	328,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	329,100	346,000	364,400	391,000	
93	279,400	313,100	329,800	346,600	364,700	391,400	
94	280,400	313,800	330,500	347,200	365,200		
95	281,300	314,500	331,200	347,900	365,600		
96	282,300	315,100	331,800	348,500	365,900		
97	283,200	315,800	332,300	348,900	366,500		
98	284,000	316,100	332,700	349,300	367,000		
99	284,600	316,700	333,200	349,800	367,500		
100	285,500	317,400	333,800	350,200	368,000		
101	286,300	317,800	334,200	350,700	368,600		
102	287,100	318,400	334,700	351,100	369,100		
103	287,900	319,000	335,300	351,600	369,600		

104	288,700	319,600	335,800	352,000	370,000		
105	289,400	320,000	336,100	352,300	370,600		
106	289,900	320,500	336,600	352,800	371,100		
107	290,400	321,000	337,100	353,200	371,600		
108	290,900	321,500	337,500	353,500	372,100		
109	291,100	321,900	337,900	354,000	372,700		
110	291,400	322,300	338,400	354,500	373,100		
111	291,600	322,600	338,800	355,000	373,600		
112	292,000	322,900	339,200	355,500	374,100		
113	292,300	323,300	339,600	356,000	374,700		
114	292,500	323,700	340,100	356,500			
115	292,900	324,100	340,500	357,000			
116	293,200	324,400	340,900	357,400			
117	293,500	324,600	341,200	357,800			
118	293,800	324,900	341,500	358,200			
119	294,100	325,300	342,000	358,700			
120	294,500	325,500	342,300	359,200			
121	294,800	325,700	342,600	359,600			
122	295,200	326,000	343,000	360,100			
123	295,500	326,300	343,400	360,600			
124	295,900	326,600	343,800	361,100			
125	296,100	326,800	344,100	361,400			
126	296,300	327,100					
127	296,600	327,500					
128	297,000	327,700					
129	297,200	327,800					
130	297,500	328,100					
131	297,900	328,500					

132	298,300	328,700					
133	298,500	329,000					
134	298,800	329,400					
135	299,200	329,800					
136	299,500	330,200					
137	299,700	330,500					
138	300,000	330,900					
139	300,400	331,300					
140	300,700	331,700					
141	300,900	332,000					
142	301,300	332,400					
143	301,700	332,700					
144	302,000	333,100					
145	302,100	333,400					
146	302,400	333,800					
147	302,700	334,200					
148	303,100	334,600					
149	303,300	334,900					
150	303,500	335,300					
151	303,800	335,700					
152	304,100	336,100					
153	304,500	336,400					
154	304,700						
155	304,900						
156	305,200						
157	305,500						
158	305,800						
159	306,100						

	160	306,400						
	161	306,800						
	162	307,100						
	163	307,400						
	164	307,700						
	165	308,100						
	166	308,400						
	167	308,700						
	168	309,000						
	169	309,400						
再任用 職員		233,900	254,200	257,800	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定める者に適用する。

別表第6を別表第11とし、別表第5の次に次の5表を加える。

別表第6（第3条の2関係）

行政職等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事、技師、保育士、介護福祉士、教諭又はこれに相当する職務
2級	主任又はこれに相当する相当の知識若しくは経験を必要とする職務
3級	主査又はこれに相当する高度の知識若しくは経験を必要とする職務
4級	(1) 係長又はこれに相当する職務 (2) 係長代理又はこれに相当する職務
5級	課長補佐又はこれに相当する職務
6級	(1) 課長の職務

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長補佐の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度で任命権者が定める職務
7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副部長の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う課長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度で任命権者が定める職務
8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度で任命権者が定める職務

別表第7（第3条の2関係）

公安職等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	消防士の職務
2級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防副士長の職務 (2) 相当の知識又は経験を必要とする消防士の職務
3級	消防士長の職務
4級	消防司令補の職務
5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防司令長（署課長）の職務 (2) 消防司令の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度で任命権者が定める職務
6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防司令長（課長、消防署長、分署長又は副署長）の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度で任命権者が定める職務
7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防監（課長又は消防署長）の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度で任命権

	者が定める職務
8 級	(1) 消防正監の職務 (2) 消防監（副消防長）の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度で任命権者が定める職務

別表第 8（第 3 条の 2 関係）

医療職(1)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	医員の職務
2 級	医長、科長、室長補佐又はセンター長補佐の職務
3 級	(1) 医療部長、医療副部長、診療部長、室長、センター長、チーム長又は副施設長の職務 (2) 相当の経験を有する医長又は科長の職務
4 級	副院長又は施設長の職務
5 級	病院長の職務

別表第 9（第 3 条の 2 関係）

医療職(2)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、視能訓練士、栄養士又は歯科衛生士の職務
2 級	(1) 薬剤師又は臨床心理士の職務 (2) 困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、視能訓練士、栄養士又は歯科衛生士の職務
3 級	(1) 主任の職務 (2) 困難な業務を行う薬剤師又は臨床心理士の職務 (3) 相当困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、視

	能訓練士、栄養士又は歯科衛生士の職務
4 級	(1) 主査の職務 (2) 相当の経験を有する主任の職務
5 級	(1) 技師長補佐、科長補佐又は室長補佐の職務 (2) 係長の職務 (3) 係長代理の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 3 号と同程度で市長が定める職務
6 級	(1) 技師長、科長又は室長の職務 (2) 薬剤副部長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度で市長が定める職務
7 級	(1) 薬剤部長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度で市長が定める職務
8 級	相当の経験を有する薬剤部長の職務

別表第 10（第 3 条の 2 関係）

医療職(3)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	(1) 看護副主任の職務 (2) 保健師、助産師又は看護師の職務 (3) 相当の経験を有し、困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	(1) 看護主任の職務 (2) 相当の経験を有する看護副主任の職務 (3) 困難な業務を行う保健師、助産師又は看護師の職務 (4) 相当困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	(1) 看護副長の職務 (2) 副所長の職務

	(3) 相当の経験を有する看護主任の職務
5 級	(1) 看護長又は室長補佐の職務 (2) 所長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前 2 号と同程度で市長が定める職務
6 級	(1) 看護副部長又は室長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度で市長が定める職務
7 級	(1) 看護部長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度で市長が定める職務

(伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年伊勢崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「除く。）には」の次に「、平成 28 年 3 月 31 日までの間」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条及び附則第 5 項から第 10 項までの規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第 1 から別表第 5 までの規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第 23 条第 2 項及び附則第 13 項の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第10項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年伊勢崎市条例第15号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額と

の合計額」とする。

(一時差止処分の取消しの申立てに関する経過措置)

10 第2条の施行の日前にされた給与条例第22条の3第2項に規定する一時差止処分について、当該一時差止処分を受けた者が同項の規定によりその取消しを申し立てるときは、同項中「第18条第1項本文」とあるのは「による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項本文又は第45条」と読み替えて適用するものとする。

(規則への委任)

11 附則第4項から第9項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第16号

伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改める。

第6条の4第1項第1号中「45, 850円」を「59, 550円」に改め、同項第2号中「41, 700円」を「54, 150円」に改め、同項第3号中「33, 350円」を「43, 350円」に改め、同項第4号中「25, 000円」を「32, 500円」に改め、同項第5号中「20, 850円」を「27, 100円」に改め、同項第6号中「16, 700円」を「21, 700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」

を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第8条の2第9項第4号中「除く。」の次に「第11項第2号において同じ。」を加え、同条第11項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「(第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)」を削り、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若しくは前項」に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にされた伊勢崎市職員退職手当支給条例第13条第4項に規定する支払差止処分について、当該支払差止処分を受けた者が同項の規定によりその取消しを申し立てるときは、同項中「第18条第1項本文」とあるのは「による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項本文又は第45条」と読み替えて適用するものとする。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第17号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

第7条第1項第4号中「、別表第6及び別表第7」を「及び別表第6から別表第8まで」に改める。

別表第6の1の項の表を次のように改める。

適用する基準	建築物全体の住宅の数	金額
新築基準	1戸のもの	18,000円
	2戸以上5戸以下のもの	33,000円
	6戸以上10戸以下のもの	52,000円
	11戸以上25戸以下のもの	92,000円
	26戸以上50戸以下のもの	161,000円
	51戸以上100戸以下のもの	279,000円
	101戸以上200戸以下のもの	514,000円
	201戸以上のもの	725,000円
増改築基準	1戸のもの	26,000円
	2戸以上5戸以下のもの	48,000円
	6戸以上10戸以下のもの	76,000円
	11戸以上25戸以下のもの	135,000円
	26戸以上50戸以下のもの	236,000円
	51戸以上100戸以下のもの	408,000円
	101戸以上200戸以下のもの	734,000円
	201戸以上のもの	1,062,000円

注 基準とは、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基

準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める基準をいう。
別表第6の2の項の表を次のように改める。

適用する 基準	建築物全体の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）	金額
新築基準	200平方メートル以下のもの	105,000円
	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	126,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	210,000円
	1,000平方メートルを超え1,500平方メートル以下のもの	315,000円
	1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	420,000円
	2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	525,000円
	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	683,000円
	5,000平方メートルを超え7,500平方メートル以下のもの	840,000円
	7,500平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	945,000円
	10,000平方メートルを超え15,000平方メートル以下のもの	998,000円
	15,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	1,103,000円
	20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	1,470,000円

	00平方メートル以下のもの	型数が31以上のもの	1,680,000円
	15,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	1,680,000円
		型数が31以上のもの	1,995,000円
	20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	2,205,000円
		型数が31以上のもの	2,520,000円
	30,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	2,730,000円
		型数が31以上のもの	3,045,000円
	40,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	3,255,000円
		型数が31以上のもの	3,570,000円
	50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの	型数が30以下のもの	4,830,000円
		型数が31以上のもの	5,145,000円
	100,000平方メートルを超えるもの	型数が30以下のもの	5,250,000円
		型数が31以上のもの	5,775,000円
増改築基準	500平方メートル以下のもの		108,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		173,000円

方メートル以下のもの	
1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	358,000円
2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	647,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1,111,000円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	2,055,000円
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	2,951,000円
30,000平方メートルを超えるもの	3,642,000円

注

- 1 基準とは、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3に定める基準をいう。
- 2 型数とは、同一の形状、面積、位置、仕様等の住宅の種類の数を用いる。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）について、同項の規定による認定又は同法第31条第1項の規定による変更の認定（以下この表において「認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額の手数料を納付しなければならない。
 - (1) 1戸建ての住宅（非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この

表において同じ。)を有しないものに限る。以下この表において同じ。) 住宅の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

床面積	金額	適合証を添付した場合の金額
200平方メートル未満	33,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	5,000円

(2) 共同住宅(長屋を含む。以下この表において同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額

ア 住戸について認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が次の表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

戸数	金額	適合証を添付した場合の金額
1戸以上4戸以下	65,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	108,000円	19,000円
16戸以上45戸以下	183,000円	42,000円
46戸以上	262,000円	75,000円

イ 住棟について又は住戸及び住棟について認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住棟内の住戸の数がアの表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 住棟内の共用部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

床面積	金額	適合証を添付した場合の金額
300平方メートル未満	65,000円	9,000円

300平方メートル以上 2,000平方メートル 未満	108,000円	19,000円
2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満	183,000円	42,000円
5,000平方メートル 以上	262,000円	75,000円

(3) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。） 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額

ア 住宅について認定の申請をする場合 住宅の床面積の合計が(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

イ 建築物について又は住宅及び建築物について認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1項第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下この表において「誘導基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この表において「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用さ

れる場合にあつては同表の第3欄に掲げる額

床面積	誘導基準標準入 力法に係る基準 が適用される場 合の金額	誘導基準モデル 建物法に係る基 準が適用される 場合の金額	適合証を添 付した場合 の金額
300平方メー トル未満	212,000 円	82,000円	9,000 円
300平方メー トル以上2,0 00平方メー トル未満	341,000 円	136,000 円	25,00 0円
2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満	487,000 円	220,000 円	75,00 0円
5,000平方 メートル以上1 0,000平方 メートル未満	599,000 円	286,000 円	118,0 00円
10,000平 方メートル以上 25,000平 方メートル未満	708,000 円	345,000 円	149,0 00円
25,000平 方メートル以上	808,000 円	403,000 円	186,0 00円

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅であるものに限る。） 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額

ア 住戸について認定の申請をする場合 住戸の数が(2)アの表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄

に掲げる額

イ 建築物について又は住戸及び建築物について認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が(2)アの表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が(2)イ(イ)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(ウ) 建築物内の非住宅部分（住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。）の床面積の合計が(3)イ(イ)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が(3)イ(イ)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者が、当該申請に係る消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、同項(1)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(2)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(3)ア及びイ(ア)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(3)イ(イ)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と、同項(4)ア並びにイ(ア)及び(イ)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(4)イ(ウ)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と、同項(5)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4

欄」と読み替えるものとする。

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行うものは、1の項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法第6条第1項（同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしたならば別表第3の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定（以下「消費性能に係る認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下この表において「性能基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この表において「仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

床面積	性能基準が適用される場合の金額	仕様基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
200平方メートル未満	33,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	19,000円	5,000円

(2) 共同住宅（非住宅部分を有しないものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が次の表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

戸数	性能基準が適用される場合の金額	仕様基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
1戸以上4戸以下	65,000円	31,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	108,000円	54,000円	19,000円
16戸以上45戸以下	183,000円	97,000円	42,000円
46戸以上	262,000円	146,000円	75,000円

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

床面積	性能基準が適用される場合の金額	仕様基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
300平方メートル未満	65,000円	31,000円	9,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	108,000円	54,000円	19,000円
2,000平方メートル以上5,0	183,000円	97,000円	42,000円

00平方メートル未満			
5,000平方メートル以上	262,000円	146,000円	75,000円

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下この表において「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下この表において「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

床面積	消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される場合の金額	消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
300平方メートル未満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	341,000円	136,000円	25,000円
2,000平方メートル以上	487,000円	220,000円	75,000円

5,000平方メートル未満			
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	599,000円	286,000円	118,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	708,000円	345,000円	149,000円
25,000平方メートル以上	808,000円	403,000円	186,000円

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅であるものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が(2)アの表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が(2)イの表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 建築物内の非住宅部分（住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。）の床面積の合計が(3)イの表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が(3)イの表の第1欄に掲げ

る床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

- 5 消費性能に係る認定の申請をする者が、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能基準が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの又は2の項に規定する規則で定める図書を添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、同項中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第18号

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊勢崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第31条第12号中「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」

に、「第 4 1 条第 2 号」を「第 7 7 条第 2 号」に改め、同条第 1 3 号中「介護
予防訪問介護計画等」を「介護予防訪問看護計画書等」に改め、同条第 1 6 号
イ中「指定介護予防通所介護事業所（県指定介護予防サービス等基準条例第 9
8 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 1 9 号

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成 2 4 年伊勢崎市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正す
る。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 6 条第 2 項ただし書中「又は群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、
設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年群馬県条例第 8 9 号。以下
「県指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 6 条第 2 項のサービス提
供責任者」を削る。

第 1 6 条及び第 1 7 条中「第 8 条第 2 3 項」を「第 8 条第 2 4 項」に改める。

第 6 5 条第 1 項中「第 8 条第 1 9 項」を「第 8 条第 2 0 項」に改め、同条第
2 項中「第 8 条第 2 4 項」を「第 8 条第 2 5 項」に改める。

第 7 8 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同条に第 1 項及び第

2 項として次の 2 項を加える。

指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第 78 条第 4 項に次の 1 項を加える。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 80 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 第 78 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 88 条中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 110 条中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改める。

第 130 条第 1 項中「第 8 条第 20 項」を「第 8 条第 21 項」に改める。

第 150 条第 1 項中「第 8 条第 21 項」を「第 8 条第 22 項」に改める。

第 151 条第 12 項中「県指定介護予防サービス等基準条例」を「群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年群馬県条例第 89 号）」に改め、同条第 13 項中「若しくは県指定介護予防サービス等基準条例第 98 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第87条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第20号

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第65条」を「第64条」に、「第66条 - 第69条」を「第65条 - 第68条」に、「第70条」を「第69条」に、「第71条 - 第73条」を

「第70条 - 第72条」に、「第74条」を「第73条」に、「第75条 - 第86条」を「第74条 - 第85条」に、「第87条 - 第90条」を「第86条 - 第89条」に改める。

第8条第1項中「第71条第1項」を「第70条第1項」に、「第71条」を「第70条」に改める。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第44条第12項中「第67条第3号」を「第66条第3号」に改める。

第45条第3項中「第72条第2項及び第73条」を「第71条第2項及び第72条」に改める。

第49条中「第67条」を「第66条」に改める。

第62条を削り、第63条を第62条とする。

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改め、同条を第63条とする。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改め、同条を第64条とする。

第3章第5節中第66条を第65条とし、第67条から第69条までを1条ずつ繰り上げる。

第4章第1節中第70条を第69条とする。

第71条第1項中「第74条」を「第73条」に改め、第4章第2節中同条を第70条とする。

第72条を第71条とし、第73条を第72条とする。

第74条第2項中「第82条」を「第81条」に改め、第4章第3節中同条を第73条とする。

第4章第4節中第75条を第74条とし、第76条から第84条までを1条ずつ繰り上げる。

第85条第2項第2号中「第76条第2項」を「第75条第2項」に改め、同項第3号中「第78条第2項」を「第77条第2項」に改め、同項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条を第84条とする。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に、「第80条」を「第79条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有

する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削り、同条を第85条とする。

第4章第5節中第87条を第86条とする。

第88条中「第70条」を「第69条」に改め、同条を第87条とする。

第89条を第88条とし、第90条を第89条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）

附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

(伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第64条第1項中「第71条第1項」を「第70条第1項」に、「第71条」を「第70条」に改める。

第111条第1項中「第71条第1項」を「第70条第1項」に、「第70条」を「第69条」に改め、同条第10項中「第71条第1項」を「第70条第1項」に改める。

第 1 1 4 条第 7 項中「第 7 4 条第 1 項」を「第 7 3 条第 1 項」に改める。

伊勢崎市空家等対策条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 2 1 号

伊勢崎市空家等対策条例

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する対策の実施について必要な事項を定めることにより、市民等（市内に在住し、又は滞在し、若しくは通過する者をいう。以下同じ。）の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(当事者間における解決の原則)

第 3 条 空家等に関し生ずる問題は、当該問題の当事者間において解決を図ることを原則とする。

(協議会)

第 4 条 法第 7 条第 1 項の規定に基づき、伊勢崎市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、法第 7 条第 1 項に定めるもののほか、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (2) 法第 1 4 条各項の規定に基づく措置の方針に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の委員は、再任されることができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定空家等の認定)

第5条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定により調査した空家等の管理が適切でなく、次の基準に照らし特定空家等に該当すると思料するときは、協議会の意見を聴き、特定空家等として認定する。

- (1) 傾斜、腐食、破損等の異常が発生しており、それらを原因とした倒壊、飛散等により、周辺住民、通行車両、周囲の建築物等への被害が発生している、又はその発生が著しく懸念され、保安上危険な状態
- (2) 汚物又は排水の流出、ごみの放置又は不法投棄、立木竹又は雑草の著しい繁茂等を原因とした悪臭、動物、害虫等により、周辺の生活環境が悪化し、著しく衛生上有害な状態
- (3) 落書き、窓の破損等により、周辺の景観を著しく損なっている状態
- (4) 不審者等の侵入又は火災の発生が懸念され、周辺の生活環境の保全を図るために放置されることが不適切である状態
- (5) 前各号に定めるもののほか、周辺の生活環境への影響などを鑑み、市長が特定空家等に認定する必要があると認める状態

(立入調査)

第6条 市長は、法第9条に定めるもののほか、次条の規定の施行に必要な限度において、その職員又はその委任した者に現地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

- 2 市長は、前項の規定によりその職員又はその委任した者に立入調査をさせようとするときは、その5日前までに、空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(緊急安全措置)

第7条 市長は、空家等が第5条各号のいずれかに該当し、かつ、市民等の生命、身体及び財産に危害が及ぶことを回避するために緊急の措置が必要であると認めるときは、当該空家等に対し、次に掲げる必要最小限度の措置を講ずることができる。

- (1) 倒壊、飛散等による被害の発生が著しく懸念される状態の原因となっている部位の修繕又は必要最小限度の除却
- (2) 周辺の生活環境を悪化させている原因となっているごみ等の処理、立木竹又は雑草のせん定及び伐採、動物、害虫等の駆除等
- (3) 前2号に定めるもののほか、市民等の生命、身体及び財産に危害が及ぶことを回避するために市長が必要と認める必要最小限度の措置

2 市長は、前項の措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあつては、公告）しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により講じた措置に要した費用を所有者等に請求するものとする。

4 市長は、第1項の規定により措置を講じたときは、当該措置の内容を協議会に報告するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 22 号

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年伊勢崎市条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 23 号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

第 1 条 伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年伊勢崎市条例第 33 号) の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に
係る特例)

6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支
援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等

が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

7 前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

第2条 伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第29条第7号イの表及び第44条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大

臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成28年6月1日から施行する。

伊勢崎市プリータウンの丘磯沼荘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第24号

伊勢崎市プリータウンの丘磯沼荘条例の一部を改正する条例

伊勢崎市プリータウンの丘磯沼荘条例(平成17年伊勢崎市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「介護予防通所介護、介護予防訪問介護」を「第1号通所事業、第1号訪問事業」に改める。

第11条第1号中「又は介護予防サービス」を「若しくは介護予防訪問入浴介護」に改め、「受給資格者」の次に「又は第1号通所事業若しくは第1号訪問事業の利用者」を加える。

第14条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項を次のように改める。

磯沼荘において第3条第1号又は第2号のサービス又は事業を利用した者は、次に掲げる費用(以下「利用料金」という。)を負担しなければならない。

(1) 第3条第1号のサービス又は介護予防訪問入浴介護の利用にあつては、

介護保険法第41条第4項第1号又は第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準その他法令等に定める基準により算定した費用の額及び群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第88号）第103条第3項又は群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第89号）第52条第3項に規定する費用

(2) 第1号通所事業又は第1号訪問事業の利用にあつては、第1号通所事業又は第1号訪問事業の費用として市長が定める費用

第14条第2項中「利用者負担額」を「利用料金」に改める。

第15条の見出し中「利用者負担額」を「利用料金」に改め、同条中「前条の利用者負担額」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市みやまセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第25号

伊勢崎市みやまセンター条例の一部を改正する条例

伊勢崎市みやまセンター条例（平成17年伊勢崎市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「介護予防通所介護」を「第1号通所事業」に改める。

第17条第4項第2号中「又は群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第89号）第1

01条第3項」及び「その他これに相当する費用」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 第1号通所事業の費用として市長が定める費用の額

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市農漁業災害対策特別措置条例及び伊勢崎市農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第26号

伊勢崎市農漁業災害対策特別措置条例及び伊勢崎市農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市農漁業災害対策特別措置条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市農漁業災害対策特別措置条例(平成17年伊勢崎市条例第153号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

(伊勢崎市農業近代化資金融通特別措置条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市農業近代化資金融通特別措置条例(平成17年伊勢崎市条例第227号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第4号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市境産業振興会館条例及び伊勢崎市勤労者会館条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 27 号

伊勢崎市境産業振興会館条例及び伊勢崎市勤労者会館条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市境産業振興会館条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市境産業振興会館条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 161 号)の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項を同表備考第 4 項とし、同表備考第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 利用者が本市の区域内に住所を有しない者のうち、本市の区域内に在勤していない者又は本市の区域内に本社(店)、支社(店)及び営業所がない法人については、利用料金の 100 分の 30 を加算した額とする。

3 前項に規定する利用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(伊勢崎市勤労者会館条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市勤労者会館条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 164 号)の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項を同表備考第 4 項とし、同表備考第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 利用者が本市の区域内に住所を有しない者のうち、本市の区域内に在勤していない者又は本市の区域内に本社(店)、支社(店)及び営業所がない法人については、使用料の 100 分の 30 を加算した額とする。

3 前項に規定する使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(伊勢崎市境産業振興会館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の伊勢崎市境産業振興会館条例の規定により利用の許可を受けている者の当該利用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

(伊勢崎市勤労者会館条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の伊勢崎市勤労者会館条例の規定により利用の許可を受けている者の当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

伊勢崎市工場立地法に基づく準則を定める条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第28号

伊勢崎市工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び法準則において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第2項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び

環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

	区域	緑地面積率	環境施設面積率
1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
2	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域並びに赤堀都市計画多田山産業団地地区計画の区域	100分の5以上	100分の10以上
3	工業団地等で市長が規則で定める区域	100分の10以上	100分の15以上

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第4条 特定工場の敷地が前条の表各項に規定する区域及び同表に規定する区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同表の規定の適用については、それぞれの区域面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同表各項に規定する区域の敷地割合の合計が2分の1以上であるときは、敷地割合が最も高い区域に係る同表の規定を当該敷地の全部に適用し、同表に規定する区域以外の敷地割合が2分の1を超えるときは、同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第5条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第6条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止)

2 伊勢崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成20年伊勢崎市条例第45号)は、廃止する。

(既存の特定工場に係る面積の算定)

3 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が開始された特定工場において、生産施設的面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則備考1の2及び1の3並びに法準則備考3の規定の例による。この場合において、法準則備考1の2中「0.2」とあるのは、第3条の表1の項に規定する区域又は同表3の項に規定する区域にあつては「0.1」と、同表2の項に規定する区域にあつては「0.05」と、法準則備考1の3中「0.25」とあるのは、第3条の表1の項に規定する区域又は同表3の項に規定する区域にあつては「0.15」と、同表2の項に規定する区域にあつては「0.1」と、法準則備考3の1中「0.2」とあるのは、第3条の表1の項に規定する区域又は同表3の項に規定する区域にあつては「0.1」と、同表2の項に規定する区域にあつては「0.05」と、法準則備考3の2中「0.25」とあるのは、第3条の表1の項に規定する区域又は同表3の項に規定する区域にあつては「0.15」と、同表2の項に規定する区域にあつては「0.1」と読み替えるものとする。

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 29 号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 231 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に、「及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業」を「、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業」に改め、同条第 2 号中「掲げるもの」の次に「であって、特定事業を行うものであり、かつ、伊勢崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しないもの」を加える。

附則第 4 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 6 項中「平成 26 年度以前」を「平成 27 年度以前」に、「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定（「及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業」を「、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

伊勢崎市中小企業活性化資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 30 号

伊勢崎市中小企業活性化資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市中小企業活性化資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び同条第11項に規定する接客業務受託営業」を「、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業」に改め、「除く。」の次に「以下「特定事業」という。」を、「行うもの」の次に「又は新たに特定事業を行う具体的計画を有するもの」を加える。

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) 新たに特定事業を行う中小企業者（事業開始から1年に満たないものを含む。）にあつては、群馬県信用保証協会の信用保証を付すること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「及び同条第11項に規定する接客業務受託営業」を「、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業」に改める部分に限る。）は、平成28年6月23日から施行する。

伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第31号

伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例の一部改正）

第1条 伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラ

ブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同項第2号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同条第3項第1号中「及び第2号」を削り、同項第2号中「令第130条の9の2」を「令第130条の9の3」に改める。

(伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第281号)の一部を次のように改正する。

別表第1国定東地区、向原東地区、向原中央地区及び平井地区の項中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、「令第130条の9の2」を「令第130条の9の3」に、「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に、「令第130条の9の4」を「令第130条の9の5」に、「令第130条の9の5」を「令第130条の9の6」に改める。

(伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例(平成24年伊勢崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3伊勢崎駅周辺地区地区整備計画区域の部(1)駅南口西街区地区の款建築してはならない建築物の項、同部(2)駅南口東街区地区の款建築してはならない建築物の項及び同部(3)駅北口駅前広場地区の款建築してはならない建築物の項中「及び第2号」を削り、「令第130条の9の2」を「令第130条の9の3」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

伊勢崎市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 32 号

伊勢崎市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

伊勢崎市農業集落排水施設条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

別表赤堀曲沢地区農業集落排水処理施設の項中「曲沢町」を「西久保町二丁目の一部、曲沢町」に改め、同表赤堀今井地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第33号

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢崎市火災予防条例（平成17年伊勢崎市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種類					離隔距離（c m）						
					入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考	
炉	開放炉	使用温度が80 0℃以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0				
		使用温度が30 0℃以上80 0℃未満のもの	—	1 5 0	1 5 0	2 0 0	1 5 0				
		使用温度が30 0℃未満のもの	—	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0				
	開放炉以外	使用温度が80 0℃以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0				
		使用温度が30 0℃以上80 0℃未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0				
		使用温度が30 0℃未満のもの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0				
風 呂	気 体	不 燃	半密 閉式	浴室 内設	外釜でバーナー 取り出し口のな	21kw 以下（風	—	1 5	1 5	1 5	注：浴 槽との

釜 燃 料 以 外	置	いもの	呂用以外のバーナーを持つものにあつては42kw以下)					離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合には2cmとする。	
		内釜	21kw以下(風呂用以外のバーナーを持つものにあつては42kw以下)	—	—	6	—		0
		浴室 外設 置	外釜でバーナー取り出し口のな いもの	21kw以下(風呂用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、風呂	—	1	1		1

	用バーナーが21kw以下)				
外釜でバーナー取り出し口のあ るもの	21kw以下（風 呂用以外 のバーナ ーを持つ ものにあ っては当 該バーナ ーが70 kw以下 であっ て、かつ、風 呂用バー ナーが21 kw以下 下)	—	1 5	6 0	1 5
内釜	21kw以下（風 呂用以外 のバーナ ーを持つ ものにあ っては当 該バーナ	—	1 5	6 0	—

		一が70kw以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kw以下)				
密閉式		21kw以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kw以下)	—	2 注	2	2
屋外用		21kw以下（風呂用以外	6 0	1 5	1 5	1 5

				のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kw以下)				
不燃	半密閉式	浴室内設置	外釜でバーナー取り出し口の無いもの	21kw以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあつては42kw以下)	—	4.5注	—	4.5
			内釜	21kw以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあ	—	—	—	—

		つては 4 2 k w 以 下)				
浴室 外設 置	外釜でバーナー 取り出し口のな いもの	2 1 k w 以下 (風 呂用以外 のバーナ ーを持つ ものにあ っては当 該バーナ ーが 7 0 k w 以下 であっ て、かつ、風 呂用バー ナーが 2 1 k w 以 下)	—	4 . 5	—	4 . 5
	外釜でバーナー 取り出し口のあ るもの	2 1 k w 以下 (風 呂用以外 のバーナ ーを持つ ものにあ っては当 該バーナ ーが 7 0	—	4 . 5	—	4 . 5

		k w 以下であつて、かつ、風呂用バーナーが 2 1 k w 以下)				
	内釜	2 1 k w 以下 (風呂用以外のバーナーを持つものにあつては当該バーナーが 7 0 k w 以下であつて、かつ、風呂用バーナーが 2 1 k w 以下)	—	—	—	—
	密閉式	2 1 k w 以下 (風呂用以外のバーナ	—	2 注	—	2

	一を持つ ものにあ っては当 該バーナ ーが70 kw以下 であつ て、かつ、風呂 用バーナ ーが21 kw以下 下)				
屋外用	21kw 以下（風 呂用以外 のバーナ ーを持つ ものにあ っては当 該バーナ ーが70 kw以下 であつ て、かつ、風呂 用バーナ ーが21k w以下)	3 0	4 .5	—	4 . 5

	液 体 燃 料	不燃以外				3 9 k w 以下	6 0	1 5	1 5	1 5		
		不燃				3 9 k w 以下	5 0	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	6 0	1 5	6 0	1 5		
温 風 暖 房 機	気 体 燃 料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	強制対流型	1 9 k w 以下	4 5	4 5	6 0	4 5	注1： 風道を使用するもの にあつては1 5 c m とす る。 注2： ダクト 接続型 以外の場合に あつて は1 0 0 c m とす る。	
	液 体 燃 料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に 吹き出すもの	2 6 k w 以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0		
						2 6 k w を超え7 0 k w 以 下	1 0 0	1 5 0	1 0 0	1 5 0		注 1
					温風を全周方向 に吹き出すもの	2 6 k w 以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0		
				強制排気型	2 6 k w 以下	6 0	1 0	1 0	1 0			
			密閉式	強制給排気型	2 6 k w	6	1	1	1			

					以下	0	0	0	0	
								0		
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kw 以下	8	5	—	5	
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kw 以下	8	1	—	1	
						0	5		5	
				強制排気型	26kw 以下	5	5	—	5	
						0				
		密閉式		強制給排気型	26kw 以下	5	5	—	5	
						0				
	上記に分類されないもの				—	1	6	6	6	
						0	0	0	0	
						0		注	2	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ	14kw 以下	1	1	1	1	注
				据置型レンジ	21kw 以下	1	1	1	1	注
						0	5	5	5	
						0	注		注	

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

		不燃	開放式	組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ	14kw以下	800	0	—	0
				据置型レンジ	21kw以下	800	0	—	0
			上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	2500	2000	3000	2000
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	1500	1000	2000	1000
				使用温度が300℃未満のもの	—	1000	500	1000	500
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kw以下	40	45	45	45
				フードを付ける場合	7kw以下	15	45	45	45

半密閉式		1 2 k w を 超 え 4 2 k w 以 下	—	1 5	1 5	1 5	
		1 2 k w 以下	—	4 .5	4 5	4 5	
密閉式		4 2 k w 以下	4 5	4 5	4 5	4 5	
屋外用	フードを付けな い場合	4 2 k w 以下	6 0	1 5	1 5	1 5	
	フードを付ける 場合	4 2 k w 以下	1 5	1 5	1 5	1 5	
不 燃	開放式	フードを付けな い場合	7 k w 以 下	3 0	4 5	— .5	4 5
		フードを付ける 場合	7 k w 以 下	1 0	4 5	— .5	4 5
半密閉式		4 2 k w 以下	—	4 5	— .5	4 5	
密閉式		4 2 k w 以下	4 5	4 5	— .5	4 5	
屋外用	フードを付けな い場合	4 2 k w 以下	3 0	4 5	— .5	4 5	

								5		5		
					フードを付ける 場合	4 2 k w 以下	1 0	4 .	— .	4 .	4 5	
液体 燃料	不燃以外				1 2 k w を 超 え 7 0 k w 以 下	6	1	1	1	1	1	
						0	5	5	5	5	5	
					1 2 k w 以下	4	4	1	4	4	4	
						0	.	5	.	5	5	
	不燃				1 2 k w を 超 え 7 0 k w 以 下	5	5	—	5	5	5	
						0						
					1 2 k w 以下	2	1	—	1	1	1	
					0	.	5	.	5	5		
上記に分類されないもの					2 3 k w を 超 え る	1	4	1	4	4	4	
						2	5	5	5	5	5	
					2 3 k w 以下	1	3	1	3	3	3	
						2	0	0	0	0	0	
						0		0		0	0	
ス ト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	バ ー ナ ー が 露 出	壁 掛 け 型、つり 下 げ 型	7 k w 以 下	3 0	6 0	1 0	4 .	4 5	注：熱 対流方 向が一 方向に 集中す
			半密	バ	自然対流型	1 9 k w	6	4	4	4	4	

		閉式・密閉式	バーナーが隠蔽		以下	0	.	.	.	る場合にあっては60cmとする。
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 k w 以下	1	5	8	4	
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	1 9 k w 以下	6	4	4	4	
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	3 9 k w 以下	1	1	1	1	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	3 9 k w 以下	1	1	1	1	
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	3 9 k w 以下	1	1	—	1	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	3 9 k w 以下	1	5	—	5	

	上記に分類されないもの				—	1 5 0	1 0 0	1 5 0	1 0 0	1 0 0
乾燥設備	気体燃料以外	不燃	開放式	衣類乾燥機	5 . 8 k w 以下	1 5	4 .	4 5	4 5	4 5
			不燃	開放式	衣類乾燥機	5 . 8 k w 以下	1 5	4 .	— 5	4 .
	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの		—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0	5 0 0
			内部容積が1立方メートル未満のもの		—	5 0	3 0	5 0	3 0	5 0
簡易湯沸設備	気体燃料以外	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 k w 以下	4 0	4 .	4 5	4 5
					フードを付ける場合	7 k w 以下	1 5	4 .	4 5	4 5
				瞬間型	フードを付けない場合	1 2 k w 以下	4 0	4 .	4 5	4 5
			フードを付ける場合		1 2 k w 以下	1 5	4 .	4 5	4 5	

				1 2 k w 以下	— .5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
密 閉 式	常圧貯蔵型		1 2 k w 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
	瞬 間 型	調理台型	1 2 k w 以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、据置 型	1 2 k w 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
	屋外用		フードを付けな い場合	1 2 k w 以下	6 0	1 5	1 5	1 5
		フードを付ける 場合	1 2 k w 以下	1 5	1 5	1 5	1 5	
不 燃 式	開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フードを付けな い場合	7 k w 以 下	3 0	4 . 5	— . 5	4 . 5
			フードを付ける 場合	7 k w 以 下	1 0	4 . 5	— . 5	4 . 5
	瞬 間 型		フードを付けな い場合	1 2 k w 以下	3 0	4 . 5	— . 5	4 . 5
			フードを付ける 場合	1 2 k w 以下	1 0	4 . 5	— . 5	4 . 5
	半密閉式		1 2 k w		—	4	—	4

					以下		.	.
							5	5
			密閉式	常圧貯蔵型	12kw 以下	4 .5	4 .5	— .5
			瞬間型	調理台型	12kw 以下	—	0	— 0
				壁掛け型、据置型	12kw 以下	4 .5	4 .5	— .5
			屋外用	フードを付けない場合	12kw 以下	3 0	4 .5	— .5
				フードを付ける場合	12kw 以下	1 0	4 .5	— .5
	液体燃料	不燃以外			12kw 以下	4 0	4 .5	1 5
		不燃			12kw 以下	2 0	1 .5	— .5
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12kw を超え4 2kw以下	—	1 5	1 5
				瞬間型	12kw を超え7 0kw以	—	1 5	1 5

			下					
密閉式	常圧貯蔵型		12kw を超え4 2kw以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
		瞬間型	調理台型	12kw を超え7 0kw以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kw を超え7 0kw以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kw を超え4 2kw以下	6 0	1 5	1 5	1 5	
		フードを付ける場合	12kw を超え4 2kw以下	1 5	1 5	1 5	1 5	
	瞬間型	フードを付けない場合	12kw を超え7 0kw以下	6 0	1 5	1 5	1 5	
		フードを付ける場合	12kw を超え7 0kw以下	1 5	1 5	1 5	1 5	

不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kw を超え4 2kw以 下	—	4	—	4	
		瞬間型		12kw を超え7 0kw以 下	—	4	—	4	
密閉式		常圧貯蔵型		12kw を超え4 2kw以 下	4	4	—	4	
		瞬間型	調理台型		12kw を超え7 0kw以 下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型		12kw を超え7 0kw以 下	4	4	—	4
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kw を超え4 2kw以 下	3	4	—	4	
		フードを付ける場合		12kw を超え4 2kw以 下	1	4	—	4	

				瞬間型	フードを付けない場合	12kwを超え70kw以下	30	45	—	45	
					フードを付ける場合	12kwを超え70kw以下	10	45	—	45	
	液体燃料	不燃以外				12kwを超え70kw以下	60	15	15	15	
		不燃				12kwを超え70kw以下	50	5	—	5	
					上記に分類されないもの	—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナー	前方放射型	7kw以下	100	30	100	45	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとす
				バーナー	全周放射型	7kw以下	100	100	100	100	
				バーナー	自然対流型	7kw以下	100	45	45	45	

			一 が 隠 蔽	強制対流型	7 k w 以 下	4 . 5	4 . 5	注 1 6 0	4 . 5	る。 注 2 : 方向性 を有す るもの にあっ ては 1 0 0 c m とす る。	
不 燃	開 放 式	バ ー ナ ー が 露 出		前方放射型	7 k w 以 下	8 0	1 5	8 0	4 . 5		
				全周放射型	7 k w 以 下	8 0	8 0	8 0	8 0		
		バ ー ナ ー が 隠 蔽		自然対流型	7 k w 以 下	8 0	4 . 5	4 . 5	注 1 4 .		4 . 5
				強制対流型	7 k w 以 下	4 . 5	4 . 5	6 0	4 . 5		
液 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式		放射型	7 k w 以 下	1 0 0	5 0 0	1 0 0	2 0 0		
				自然対流型	7 k w を 超え 1 2 k w 以下	1 5 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0		
					7 k w 以 下	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0		

		強 制 対 流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	1 2 k w 以下	1 0 0	1 5 0	1 0 0	1 5 0
			温風を全周方向 に吹き出すもの	7 k w を 超え 1 2 k w 以下	1 0 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
				7 k w 以 下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
不 燃	開放式		放射型	7 k w 以 下	8 0	3 0	—	5
			自然対流型	7 k w を 超え 1 2 k w 以下	1 2 0	1 0 0	—	1 0 0
				7 k w 以 下	8 0	3 0	—	3 0
		強 制 対 流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	1 2 k w 以下	8 0	5 0	—	5
			温風を全周方向 に吹き出すもの	7 k w を 超え 1 2 k w 以下	8 0	1 5 0	—	1 5 0
				7 k w 以 下	8 0 0	1 0 0	—	1 0 0
	固体燃料			—	1 0 0	5 0 注 2	5 0 注 2	5 0 注 2

調理用器具	気体燃料以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（１口）	５．８kw以下	100	105	105	105	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				卓上型こんろ（２口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	105注	105注	105		
			バーナーが隠蔽	加熱部分が開放	卓上型グリル	7kw以下	100	105	105		105
				加熱部分が隠蔽	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7kw以下	50	45	45		45
				卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7kw以下	15	45	45	45		
				炊飯器（炊飯容量４リットル以下）	4．7kw以下	30	100	100	100		
				圧力調理器（内容積１	—	30	100	100	100		

				0リットル以下)				
不燃式	開放	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8kw以下	800	—	0	
			卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	800	—	0	
	バーナーが隠蔽	加熱部分が開放	卓上型グリル	7kw以下	800	—	0	
			加熱部分が隠蔽	卓上型オーブン・グリル(フードを付けない場合)	7kw以下	340	—	4.5
				卓上型オーブン・グリル(フードを付ける場合)	7kw以下	140	—	4.5
		炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kw以下	145	—	4.5		
		圧力調理器(内容積1	—	145	—	4.		

					0 リットル 以下)			5		5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			6 k w 以 下	1 0 0	1 5	1 5	1 5		
		不燃			6 k w 以 下	8 0	0	—	0		
	固体燃料			—	1 0 0	3 0	3 0	3 0			
電気温 風機	電気	不燃以外			2 k w 以 下	4 5 注	4 5 注	4 5 注	4 5 注	注：温 風の吹 き出し 方向に あって は60 c mと する。	
		不燃			2 k w 以 下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気調 理用機 器	電気	不燃以 外	電気 こん ろ、 電気 レン ジ、 電磁 誘導 加熱 式調 理器	こんろ部分の全 部又は一部が電 磁誘導加熱式調 理器でないもの	4 . 8 k w 以 下 (1 口 当 たり 2 k w を 超 え 3 k w 以 下)	1 0 0	2	2	2	注1： 機器本 体上方 の側方 又は後 方の離 隔距離 (こん ろ部分 が電磁 誘導加	
						—	2 0 注	—	2 0 注		
						—	1 0 注	—	1 0 注		

		(こ んろ 形態 のもの に限 る。)						熱式調 理器で ない場 合にお ける発 熱体の 外周か らの距 離)を 示す。 注2： 機器本 体上方 の側方 又は後 方の離 隔距離 (こん ろ部分 が電磁 誘導加 熱式調 理器の 場合に おける 発熱体 の外周 からの 距離)を 示
			4.8kw以下 (1口当 たり1kw を超え 2kw以 下)	1 0 0	2 0	2 0	2 0	
				—	1 5 注 1	—	1 5 注 1	
				—	1 0 注 2	—	1 0 注 2	
			4.8kw以下 (1口当 たり1kw 以下)	1 0 0	2 0	2 0	2 0	
				—	1 0 注 1 注 2	—	1 0 注 1 注 2	
		こんろ部分の全 部が電磁誘導加 熱式調理器のも の	5.8kw以下 (1口当 たり3. 3kw以 下)	1 0 0	2 0	2 0	2 0	
不燃	電気	こんろ部分の全	4.8kw	8	0	—	0	

		こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	w以下 (1口当たり3kw以下)	0	—	0	—	0	す。
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw以下 (1口当たり3.3kw以下)	80	—	0	—	0	
					—	0	注2	—	0	
電気	電気	不燃以外		2kw以下	10	4	4	4	4	注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃		2kw以下	10	4	—	4	4	
電子	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kw以下	10	4	4	4	4	注：排気口面にあつ

ン ジ		不燃	電熱装置を有するもの	2 k w 以下	1 0	注 4 . 5 注	注 — .5 注	注 4 . 5 注	ては 1 0 c m とす る。
	電 気 ス ト ー ブ	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 k w 以下	1 0 0	3 0 0	1 0 0	4 . 5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 k w 以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 k w 以下	1 0 0	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
		不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 k w 以下	8 0	1 5	— .5	4 . 5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 k w 以下	8 0	8 0	— .0	8 0	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 k w 以下	8 0	0 0	— .0	0 0	
電 気 乾 燥 器	電 気	不燃以外	食器乾燥器	1 k w 以下	4 . 5	4 . 5	4 . 5	4 . 5	
		不燃	食器乾燥器	1 k w 以下	0	0	—	0	
電	電	不燃以外	衣類乾燥機、食器	3 k w 以	4	4	4	4	注 1 :

気 乾 燥 機	気		乾燥機、食器洗い 乾燥機	下	前面に 排気口 を有す る機器 にあっ ては0 c mと する。 注2： 排気口 面にあ っては 4.5 c mと する。
		不燃	衣類乾燥機、食器 乾燥機、食器洗い 乾燥機	3 k w 以 下	4 .	0 注	— 注	0 注	
電 気 温 水 器	電 気	不燃以外	温度過昇防止装置 を有するもの	1 0 k w 以下	4 .	0 5	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置 を有するもの	1 0 k w 以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第34号

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「500床」を「490床」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第35号

伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（平成28年伊勢崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産につ

いて固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第36号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条

第 2 項第 7 号」に改める。

附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 3 6 項に規定する補助金等」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 37 号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 23 項、第 24 項」を「、第 22 項から第 24 項まで」に、「又は第 30 項から第 33 項まで」を「から第 31 項まで、第 33 項又は

第 3 4 項」に改める。

附則第 6 項から附則第 1 1 項までの規定中「第 2 0 項」を「第 1 9 項」に改める。

附則第 1 5 項中「若しくは第 4 2 項」を「、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に、「第 3 0 項から第 3 3 項まで」を「第 3 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 3 8 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「5 2 万円」を「5 4 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「1 7 万円」を「1 9 万円」に改める。

第 2 4 条中「5 2 万円」を「5 4 万円」に、「1 7 万円」を「1 9 万円」に改め、同条第 2 号中「2 6 万円」を「2 6 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「4 7 万円」を「4 8 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第39号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年伊勢崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考を次のように改める。

備考

- 1 この表における「所得割課税額」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 2 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定保護者の申請に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第

- 8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。
- 3 第2階層、第3階層、第4階層又は第5階層に属する世帯であって、令第14条に規定する負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における支給認定子どもの利用者負担の額は、次のとおりとする。
- (1) 令第14条に規定する負担額算定基準子どものうち最年長の支給認定子ども この表に定める額
 - (2) 令第14条第1号に掲げる支給認定子ども この表の括弧内の額
 - (3) 令第14条第2号に掲げる支給認定子ども 0円
- 4 3の規定にかかわらず、第2階層又は第3階層に属する世帯であって、令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等が2人以上いる場合における支給認定子どもの利用者負担の額は、次のとおりとする。
- (1) 令第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子ども この表の括弧内の額
 - (2) 令第14条の2第1項第2号に掲げる支給認定子ども 0円
- 5 3又は4の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等に該当する者がいる場合における支給認定子どもの利用者負担の額は、次のとおりとする。
- (1) 第2階層に属する世帯の支給認定子ども 0円
 - (2) 第3階層に属する世帯の支給認定子どもであって、(3)以外のもの
この表の括弧内の額
 - (3) 第3階層に属する世帯の支給認定子どもであって、令第14条の2第1項第1号又は第2号に掲げるもの 0円
- 6 3から5までの規定に該当しない世帯であって、市長が別に定める要件を満たす場合における第3子以降の支給認定子どもの利用者負担の額は、0円とする。
- 7 この表の規定にかかわらず、養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）に委託されて

いる支給認定子どもにおける利用者負担の額は、0円とする。

別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 この表における「2号認定」とは法第19条第1項第2号に該当する支給認定子どもをいい、「3号認定」とは同項第3号に該当する支給認定子どもをいう。
- 2 この表における「保育標準時間」とは法第20条第3項に規定する保育必要量を1日11時間までと市長が認めたものをいい、「保育短時間」とは1日8時間までと認めたものをいう。
- 3 この表における「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割課税額」とは令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 4 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。
- 5 法第19条第1項第3号に該当する支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担の額は、当該年度中はこの表の3号認定の額を適用する。
- 6 B階層又はC階層に属する世帯であって、令第14条に規定する負担額算定基準子ども（同条に規定する小学校第3学年修了前子どもを除く。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合における支給認定子どもの利用者負担の額は、次のとおりとする。
 - (1) 令第14条に規定する負担額算定基準子どものうち最年長の支給認定子ども この表に定める額
 - (2) 令第14条第1号に掲げる支給認定子ども この表の括弧内の額
 - (3) 令第14条第2号に掲げる支給認定子ども 0円

7 6の規定にかかわらず、B階層又はC階層（所得割課税額が57,700円未満である世帯に限る。）に属する世帯であって、令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等が2人以上いる場合における支給認定子どもの利用者負担の額は、次のとおりとする。

(1) 令第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子ども この表の括弧内の額

(2) 令第14条の2第1項第2号に掲げる支給認定子ども 0円

8 6又は7の規定にかかわらず、支給認定保護者の属する世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等に該当する者がいる場合における支給認定子どもの利用者負担の額は、次のとおりとする。

(1) B階層に属する世帯の支給認定子ども 0円

(2) C階層に属する世帯（所得割課税額が77,101円未満である世帯に限る。）の支給認定子どもであって、(3)以外のもの この表の括弧内の額

(3) C階層に属する世帯（所得割課税額が77,101円未満である世帯に限る。）の支給認定子どもであって、令第14条の2第1項第1号又は第2号に掲げるもの 0円

9 6から8までの規定に該当しない世帯であって、市長が別に定める要件を満たす場合における第3子以降の支給認定子どもの利用者負担の額は、0円とする。

10 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている支給認定子どもにおける利用者負担の額は、0円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成28年度以後の年度分の利用者負担について

適用し、平成27年度分までの利用者負担については、なお従前の例による。

(伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例(平成27年伊勢崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える改正規定を削る。

別表第2備考5の改正規定中「この表における」の次に「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割とし、」を加え、」を削り、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5の次に次のように加える改正規定を削る。

附則ただし書中「(「この表における」の次に「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割とし、」を加える部分を除く。)」を削る。